



那珂川町
地域福祉計画
地域福祉活動計画

平成 28 年度～平成 32 年度
(2016 年度～2020 年度)



古賀 美羽 (安徳小 5 年) 「みんなが支えあうと笑顔になれて、楽しい町になると思います。」



たてがみ あい
立神 愛彩 (片縄小 4年) 「明るいあいさつをして笑顔の花をどんどんさかせていってほしいという思いで書きました。」



ながみじ みかこ
永藤 美夏子 (岩戸小 1年) 「かぞく4にんのがたをかおにしてささえあいのえをかきました。」

ごあいさつ

那珂川町では、平成 23 年 4 月に「第 5 次那珂川町総合計画」を策定し、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など各福祉分野の個別計画に基づき、「ずーっと住みたいまち」の実現に向け取り組んでまいりました。

しかしながら近年、少子高齢化やひとり暮らし世帯の増加に伴い、家庭内や地域でのつながりが希薄化し、様々な問題が増加しています。地域の福祉サービスに対するニーズの多様化や、複雑な問題への対応も迫られており、このような問題を解決するためには公的な支援だけでなく、住民の皆さまの互いの助け合いや支えあいが最も重要であると考えます。

そこで、住民の皆さまや地域、団体などが、地域の問題を自分の問題として受け止め、お互いの人権を尊重し合いながら、自主的・主体的な活動が広がっていく効果を期待し、「地域福祉に関する活動への住民等の積極的な参加の促進」などに関する事項を盛り込んだ「地域福祉計画」と、那珂川町社会福祉協議会が地域福祉の推進を目的として策定する「那珂川町地域福祉活動計画」を共同で策定いたしました。

策定にあたり、住民アンケートを実施し、現状の把握と課題の抽出を行いました。また、2 回の住民ワークショップを開催し、住民の皆さまと一緒に課題の解決策を考えました。そのなかで多くの貴重なご意見やご提案をいただき、あらためて地域の皆さまのご協力が必要であると感じました。

本町といたしましても「住んでよかった」「これからも住みたい」と実感できるまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、皆さまからのより一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、審議いただきました那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、住民アンケートや住民ワークショップにご協力いただきました皆さま、関係された皆さまに深く感謝し、心からお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

那珂川町長 武末 茂喜

ごあいさつ

那珂川町社会福祉協議会は、平成27年度までは年度毎の事業計画を策定し、「だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現を目指し、皆様の主体的な福祉活動を支え、地域福祉を推進してまいりました。

しかし近年、個人の努力だけでは解決することができない問題も起こり、だれにも相談できない場合も多く、さらに少子高齢社会が進んでいくと、身近な地域での助け合いや支え合いがより必要になってくると思われまます。

このような中、行政と共同して平成28年度から5年間を計画期間とする「那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

住民ワークショップでは、会場が人で溢れるくらい多くの住民の方にご参加いただき、この計画に強く関心を寄せていただいていることが分かりました。身近にある福祉の課題や今、取り組んでおられる活動についてもグループ毎に活発な意見を出していただき、地域への熱い思いにふれることができました。

計画策定委員の皆様は、住民ワークショップやアンケート調査等の貴重なご意見を具体的な計画として、住民の皆様はどうしたら分かりやすく、その内容が伝わるのか、長い時間をかけて検討していただきました。

そして今、住民の皆様の想いをのせた計画はスタート地点に立ちました。私たちの身近な福祉活動の道しるべとなる計画が実現に向けて進んでいくために、住民みんなが参加してお互い支え合う地域社会をともにつくっていきたいと思います。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力賜りました関係者の皆様、並びに町民の皆様にご心より感謝とお礼を申し上げます。

平成28年3月

那珂川町社会福祉協議会会長 高木 正俊

目次

第1章 計画の概要	1
1. 地域福祉とは.....	1
2. 計画の目的.....	1
3. 計画の位置づけ.....	2
(1) 地域福祉計画.....	2
(2) 地域福祉活動計画.....	2
4. 計画の期間.....	4
5. 計画の策定体制と住民参画.....	5
(1) 那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置.....	5
(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施.....	5
(3) ワークショップの実施.....	6
(4) パブリックコメントの実施.....	6
第2章 那珂川町の現状	7
1. 統計からみる那珂川町の現状.....	7
(1) 少子高齢化の進行.....	7
(2) 要介護者の増加.....	12
2. アンケート調査結果からみる那珂川町の現状.....	13
(1) 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発.....	13
(2) 地域におけるささえあいの強化.....	15
(3) ボランティア活動の促進.....	17
(4) 緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり.....	20
3. 住民ワークショップ.....	23
(1) 第1回ワークショップ.....	23
(2) 第2回ワークショップ.....	26
(3) ワークショップの考察.....	28
(4) 住民ワークショップの様子.....	29
第3章 計画の基本理念と基本目標	31
1. 本町が目指す将来像と、計画の基本理念.....	31
(1) 基本理念.....	31
2. 計画の基本目標.....	32
(1) 基本目標.....	32
3. 計画の体系と具体的取り組み.....	34
4. 取り組みの主体.....	35
(1) 取り組みの主体.....	35

第4章 地域福祉を進めるために	37
基本目標1 人と人がつながる.....	37
地域での交流やふれあいの促進	37
地域のささえあいのしくみづくり.....	40
お互いのちがいや多様性を認めあう地域づくり	44
地域での子育て支援の充実.....	46
基本目標2 安心して暮らす	49
地域ぐるみの防犯活動	49
緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり	52
住み慣れた地域で暮らし続けるためのサポート体制づくり	57
わかりやすい情報発信と相談体制.....	60
基本目標3 いきいきと暮らす	63
生きがい活動の促進	63
地域ぐるみの健康づくりと介護予防.....	65
ボランティア活動の促進.....	68
地域福祉活動計画（別掲）	70
(1) 福祉ネットワーク活動 ～地域の組織化と連携～	70
(2) ふれあいサロン ～サロンの充実～	71
(3) 見守り活動 ～地域で見守り、声かけの体制をつくるために～	72
(4) 子育てサロン ～子育てサロンの充実～	73
(5) ニコニコお助けサービスなど ～住み慣れた地域で住み続けるためには～	74
第5章 計画の推進	75
1. 計画内容の周知徹底	75
2. 関係機関等との連携	75
3. 計画の進捗管理.....	75
資料編	77
1. 那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置条例.....	77
2. 那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	78
3. 住民ワークショップ参加者名簿	79
(1) 住民	79
(2) 那珂川町役場職員・那珂川町社会福祉協議会職員	79
4. 計画策定経緯	80
5. 用語解説.....	81

第1章 計画の概要



たかがわ みゆ
高川 美優（那珂川南中 1年）「自分たちで思いやりを届けようとしている絵。」



たかおか みずき
高生加 瑞季 (安徳南小 3年) 「楽しい通学路。いつも地域の人に見守られています。」



くらもり あかね
藏守 朱音 (那珂川南中 1年) 「生れた時から多くの人の支えによって生きている事を表現した。」

1. 地域福祉とは

地域福祉とは、公的な制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民のだれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

すべての住民がお互いに協力して、お互いを補い合いながら協働できる地域社会をつくることが大切です。

2. 計画の目的

急速な少子高齢化の進展により、わが国は急激な人口減少期に突入すると考えられています。来る人口減少社会に備え、地域と地域のつながりを強めるとともに、地域福祉の意識がより一層広がるよう地道な努力を重ねていく必要があると考えています。

人口構造の変化に伴い、核家族世帯が増加し、隣近所との関係が希薄化するなど、私たちの地域を取り巻く環境は大きく変わってきました。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親家庭などに加え、近年では貧困や格差に関する問題が深刻になってきており、また、生活困窮者への支援も喫緊の課題となっています。

これらの課題を解決するためには、住民一人ひとりができること（自助）、地域でできること（共助・互助）、行政ができること（公助）の連携によって子どもから高齢者まで住民のだれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるような仕組みを創っていく必要があります。

すべての住民が主役となって地域福祉を進めていくための指針として、本計画を策定します。

3. 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく行政計画です。

また、「第 5 次那珂川町総合計画」の下位計画として位置づけられ、「活き活き暮らせる健やかなまちづくり」を実現するための取り組みとして、高齢者、障がい者、子どもなどを対象とした福祉に関連する町の分野別計画と整合・連携を図りながら、これらの計画を横断的につなげる計画です。

地域福祉活動への住民の参加を促し、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

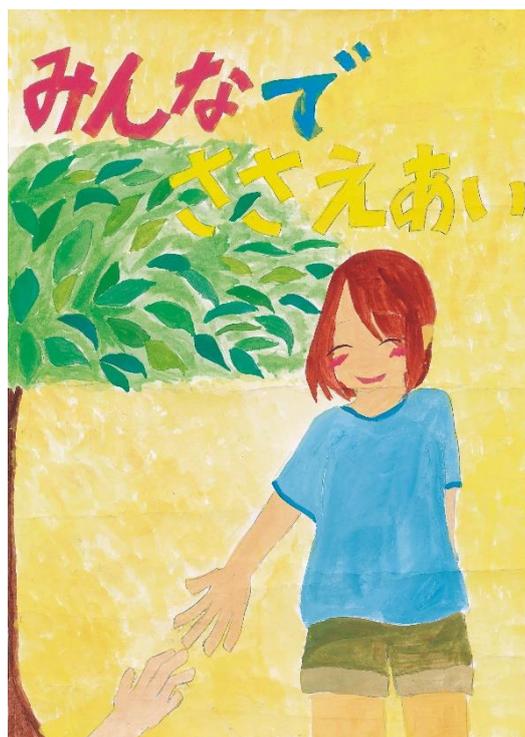
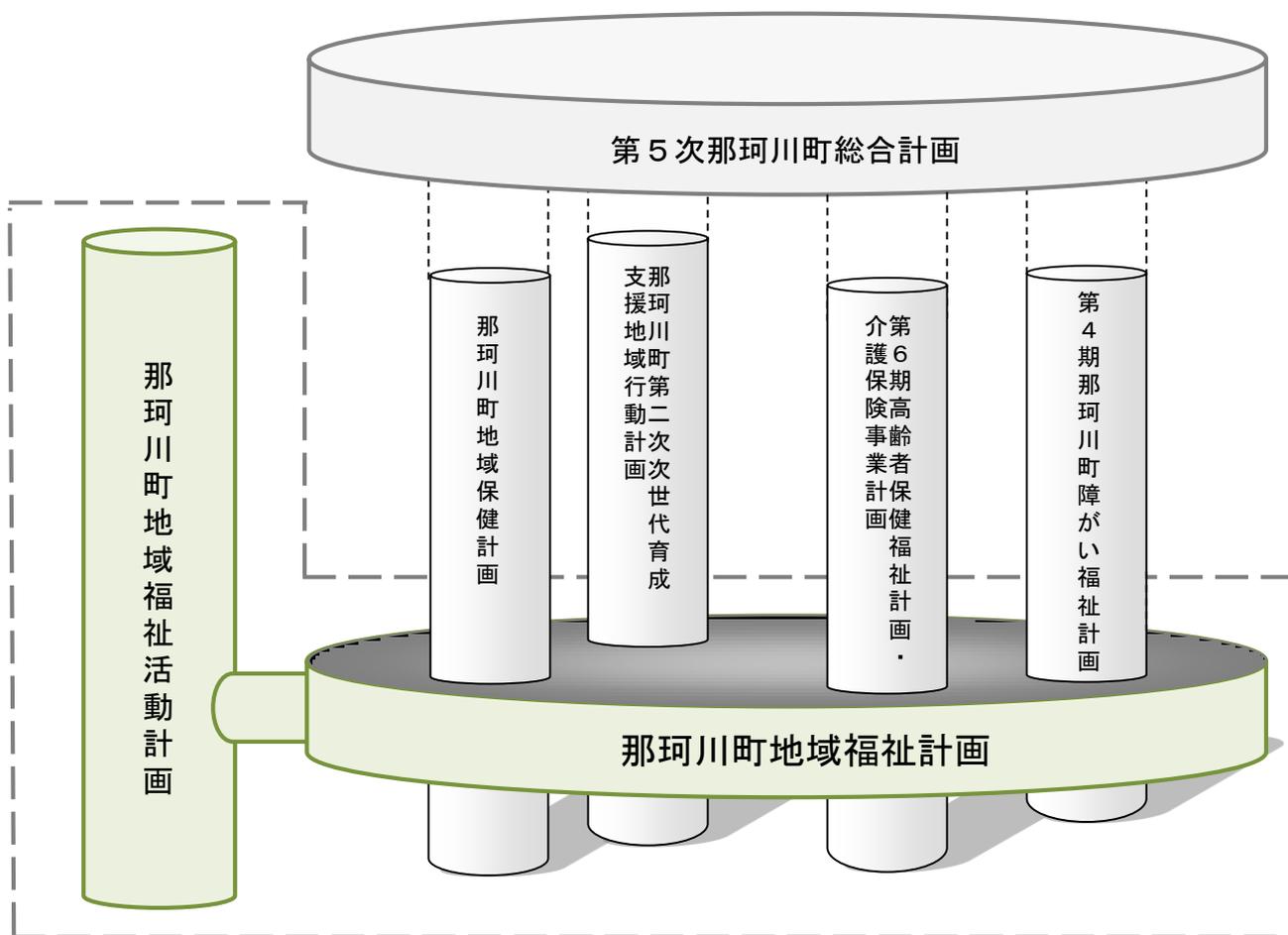
(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現を目指し、社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画です。

地域における福祉課題の解決を目指し、住民・地域・福祉関係団体・福祉サービス事業者等の主体的な活動とそれを支える社会福祉協議会の活動について、お互いに連携しながら、那珂川町の地域福祉活動を具体的、かつ計画的に明確化した計画です。

那珂川町と那珂川町社会福祉協議会が連携し、両計画の整合性を保ちながら一体的に策定します。

図表 1 福祉分野における関連計画と本計画の連携イメージ

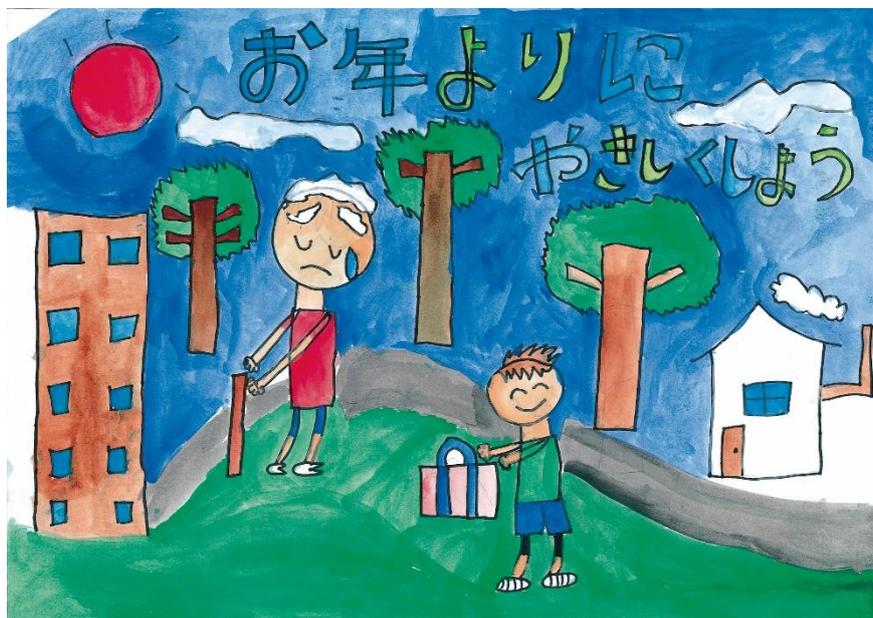
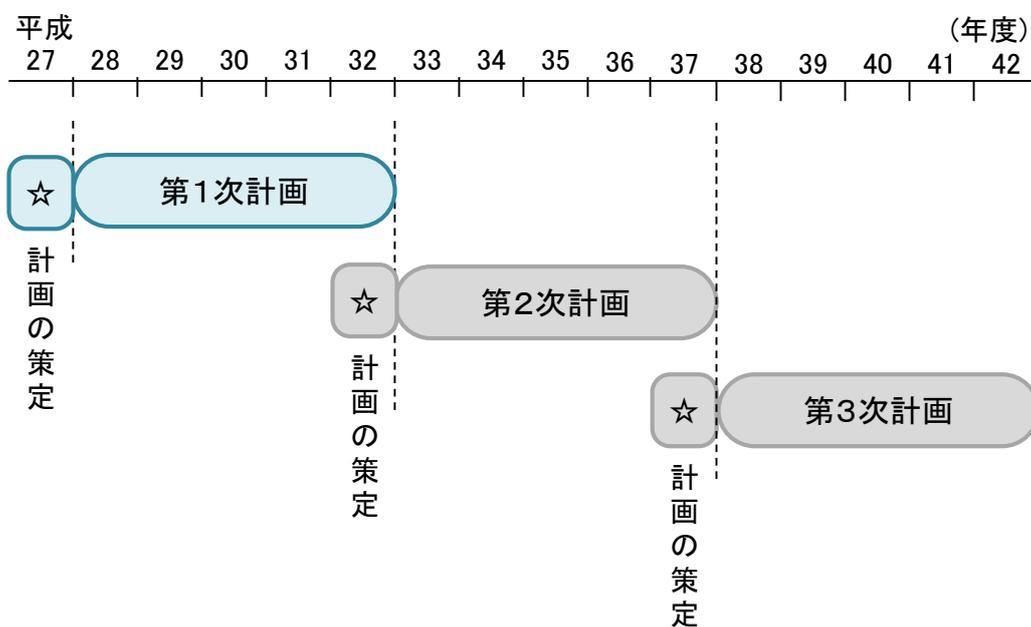


つねふか ななみ
常深 七海（那珂川南中 1年）「人に手をさしのべている絵。」

4. 計画の期間

本計画の期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間とします。
なお、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間



石井 利玖 (南畑小 4年) 「ぼくがおじいさんの荷物をもってあげるところ。」

5. 計画の策定体制と住民参画

(1) 那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うために、「那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

また、町では関係所属の担当係長で組織する「地域福祉計画策定に係る担当係長会議」により地域福祉計画に係る協議を行い、社会福祉協議会では職員で組織する「職員プロジェクト会議」により地域福祉活動計画に係る協議を必要に応じて行いました。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、住民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「那珂川町地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

[アンケート調査の実施概要]

調査対象	町内在住の満20歳以上の住民2,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	平成27年5月3日～平成27年6月8日
有効回収数	833人（回収率41.7%）

(3) ワークショップの実施

計画策定段階における住民参加の一環として、地域の生活課題の洗い出しとその解決策の検討を行うため、ワークショップを行いました。

[開催時期・回数・時間]

開催時期	① 平成27年6月11日(木) ② 平成27年6月18日(木)
回数	全2回
時間	19時～21時
場所	福祉センター 3階会議室
参加人数	73人 ※参加者名簿はP79に掲載しています。

[実施内容]

第1回	1) 那珂川町の現状説明 2) 各グループにて自己紹介 3) 課題の抽出 4) 発表 5) 次回話し合うこと、宿題
第2回	1) 前回のふりかえり 2) 主な課題に対する解決策について 3) 発表

※住民ワークショップの様子の写真はP29に掲載しています。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、住民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。

※パブリックコメントとは、行政機関による規制や計画の策定や改廃にあたり、原案を事前に公表して、住民から意見や情報提供を求め、フィードバックを行うことです。

第2章 那珂川町の現状



おにづか みき
鬼塚 光紗 (那珂川南中 1年) 「十人十色の人々が那珂川町を支え合いながらもちあげている絵です。」



なか
中 ひなの (片縄小 4 年) 「みんなの心と手でささえ合っているところの絵です。」

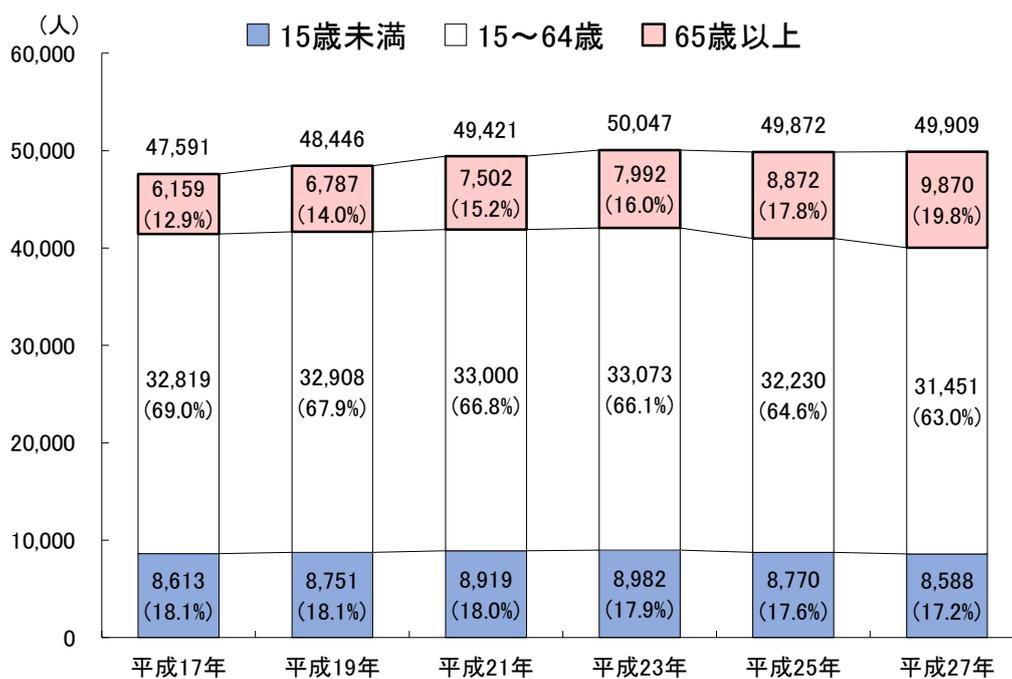


かつらだ みはる
桂田 美晴 (片縄小 4 年) 「みんな、かんけいなく手をつないでいる所。」

1. 統計からみる那珂川町の現状

(1) 少子高齢化の進行

図表 3 年齢3区分人口の推移

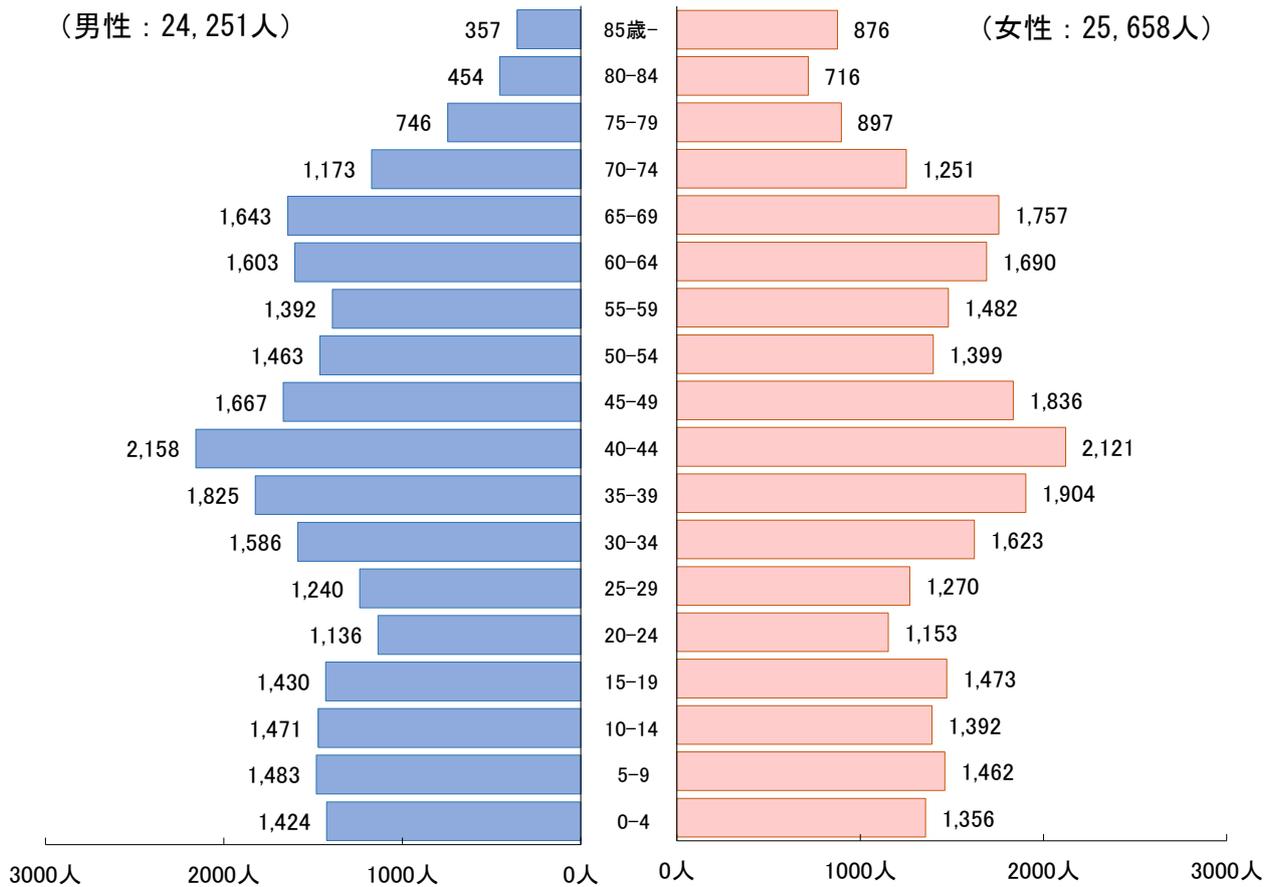


資料：住民基本台帳

各年3月31日現在

本町の総人口は一貫して増加傾向にあります。15歳未満である年少人口の割合が減少しているのに対し、65歳以上の人口は増加していることがわかります。(図表 3)

図表 4 人口ピラミッド

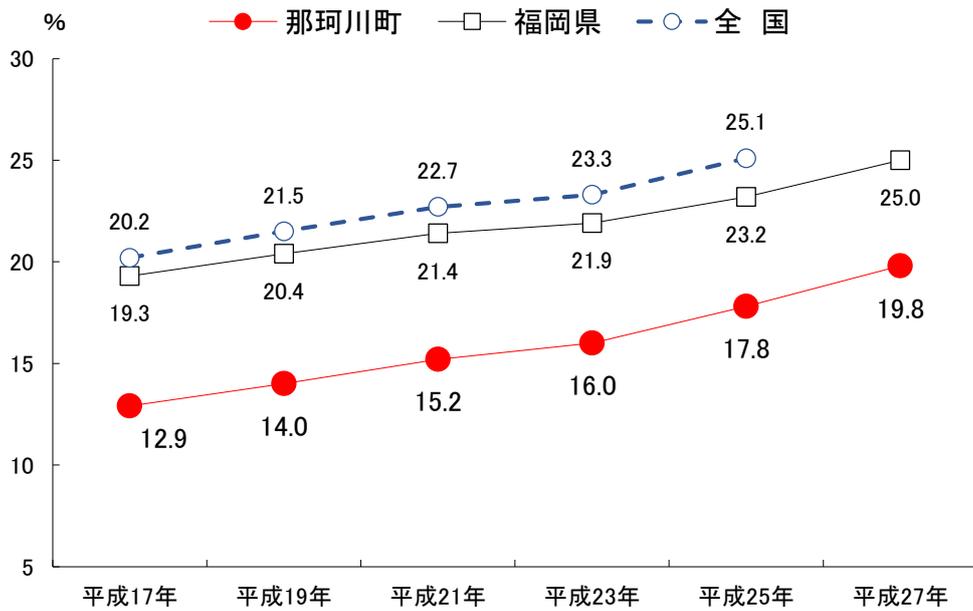


資料：住民基本台帳

平成 27 年 3 月 31 日現在

人口ピラミッド（図表 4）を見ると、現在人口が最も多い年齢階層は男女ともに 40 歳前後であります。次いで 60 歳代の人口も多いことが分かります。

図表 5 高齢化率の推移



資料：住民基本台帳

各年3月31日現在

※ 全国は総務省統計局人口推計（各年10月1日現在）

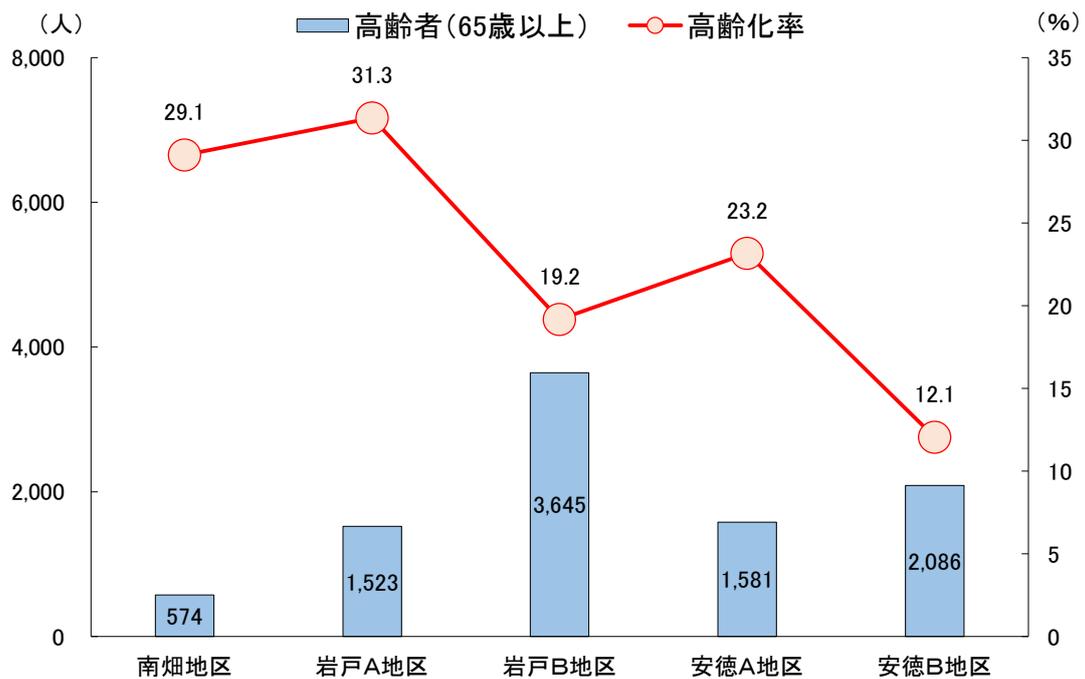
本町の高齢化率を国、県と比較すると、国、県の平均値を大きく下回って推移していることが分かります。（図表 5）県平均では4人に1人が高齢者となっていますが、本町においては、約5人に1人が高齢者という状況です。



たけした あやか
 岳下 彩香（那珂川南中 1年）「次の世代へ命をつなげる絵。」

一方、地域別に高齢化の状況をみると、県平均（25.0%）に対して、岩戸A地区（31.3%）と南畑地区（29.1%）は高く、安徳A地区（23.2%）は同水準、岩戸B地区（19.2%）と安徳B地区（12.1%）は低くなっています。（図表 6）

図表 6 地区別高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率



資料：住民基本台帳

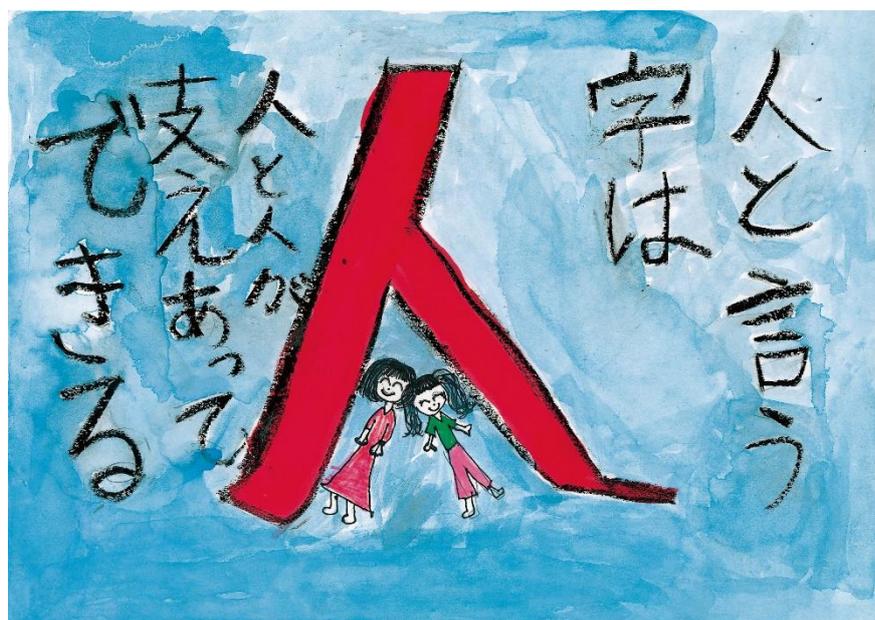
平成 27 年 3 月 31 日現在

地区名	住 所
南畑地区	市ノ瀬、埋金、不入道、成竹、寺倉、南面里
岩戸A地区	西畑、別所、井尻、山田、西隈、後野
岩戸B地区	道善、恵子、片縄谷口、片縄内田、片縄観音堂、下片縄、下片縄西片縄今池、片縄新町、片縄緑、片縄浦ノ原、片縄丸ノ口、片縄ときわ台
安徳A地区	上梶原、下梶原、安徳、東隈、仲、王塚台
安徳B地区	五郎丸、松木、今光、中原、向原、松原

少子高齢化の進行は、労働力の減少による経済成長の衰退にとどまらず、何らかの支援が必要な高齢者が増加するとともに、年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増をもたらし、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、高齢者の自立を支え社会参加を促すための整備や、若い世代が安心して子どもを産み育てられるための環境の整備など、あらゆる世代をささえる仕組みづくりが必要となってきます。



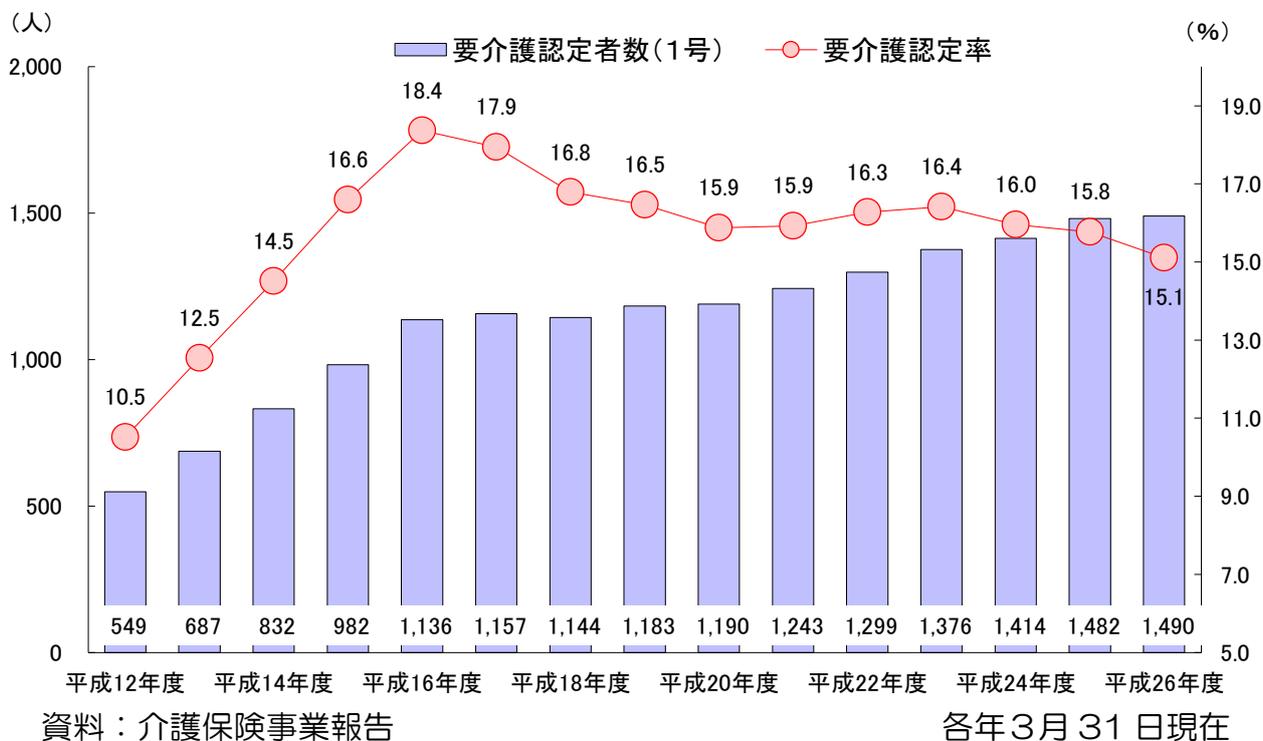
もとしい みつき
本石 満月（南畑小 5年）「手をつなぐためには、笑顔がたいせつだからわらってる所。」



おの かなこ
小野 花菜子（南畑小 5年）「人と人がどちらかが、支えなかったら人という字はできない。」

(2) 要介護者の増加

図表 7 要介護認定者数及び要介護認定率の推移



本町における65歳以上の要介護認定者数及び要介護認定率（第1号被保険者数に対する要介護認定者数の割合）の推移は図表7に示すとおり、要介護認定者数は平成12年以降おおむね増加傾向にあります。また、要介護認定率は平成16年度をピークに減少傾向に転じています。

今後、より一層の健康づくりや介護予防への取り組みが必要です。

また、要介護認定者の増加に伴い、介護をする家族の負担も大きくなります。福祉サービスの利用や地域社会とのつながりを強めることなどによって介護者の負担軽減を図ることも必要です。

2. アンケート調査結果からみる那珂川町の現状

(1) 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

「地域社会の問題に対する住民相互の協力のためには、どのようなことが必要だと考えるか」という問いに対する回答としては、「自ら進んで日頃から住民相互のつながりをもつよう心がけること」を選択した人が最も多くなっている（図表 8）一方で、ご近所との付き合い方については「会えばあいさつをする程度」と回答した人の割合が 38.7%と最も多く、「付き合いはほとんどない」と回答した人を含め、ほぼ半数の人が日頃あまり近所付き合いを意識せずに生活していることがわかります。（図表 9）

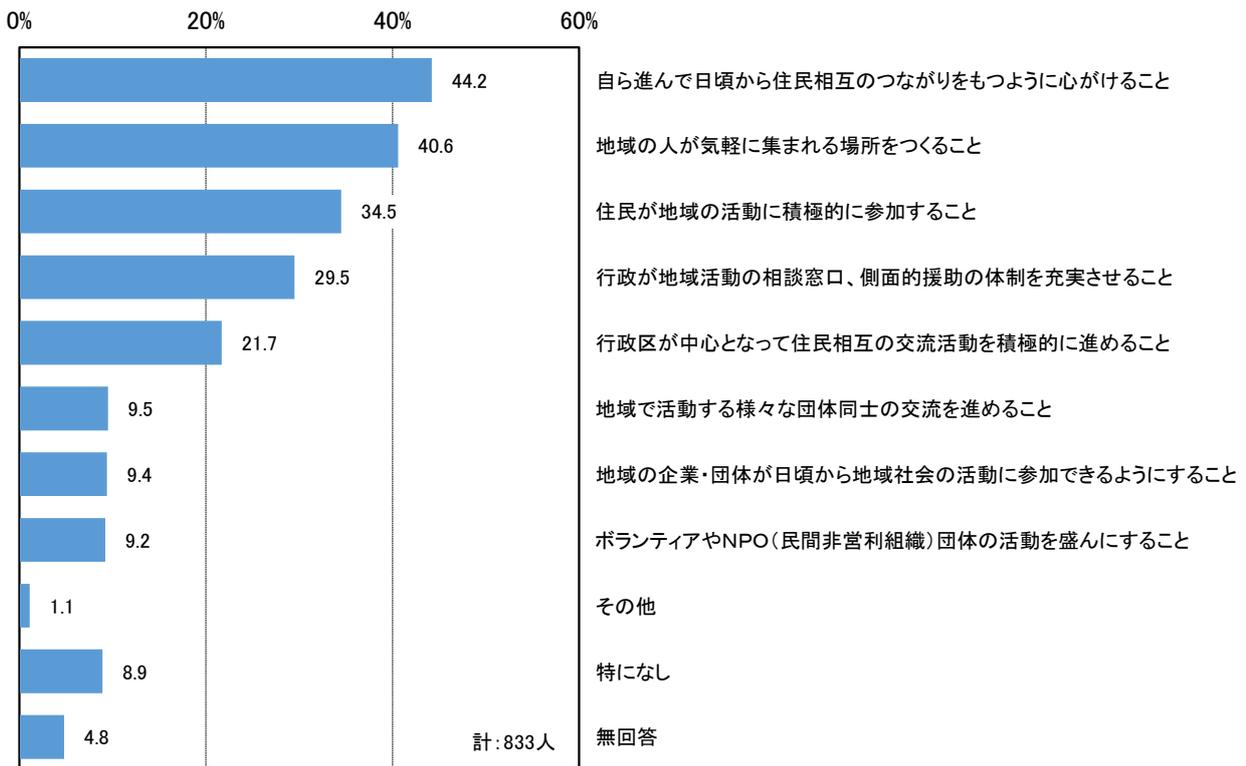
しかも、近所付き合いの程度、考え方については年齢階層による差が顕著で、年齢階層が低くなるにつれて、その親密度の低下や消極的傾向が目立っています。（図表 10）

ささえあいの地域づくりを推進するためには、住民一人ひとりの福祉に対する意識の変革や地域への参加意識の啓発を行いながら、行政や社会福祉協議会と地域住民が車の両輪として相互に助け合い、また同時に歩調を合わせて進んでいくことが求められます。



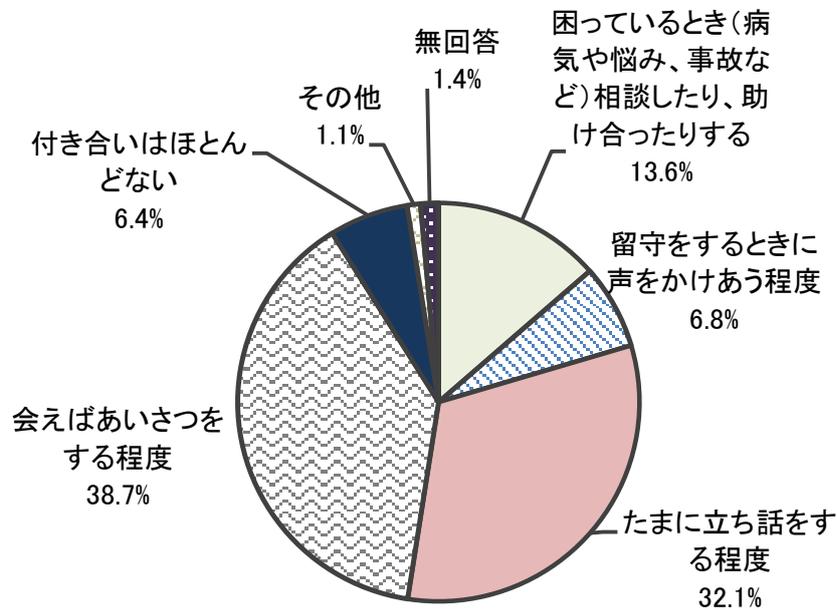
なからみ ことの
中富 琴乃（南畑小 6年）「子どもが、おばあちゃんが横断歩道をわたるのを手伝っている絵。」

図表 8 地域社会の問題に対する住民相互の協力のために必要なこと



資料：住民アンケート調査結果

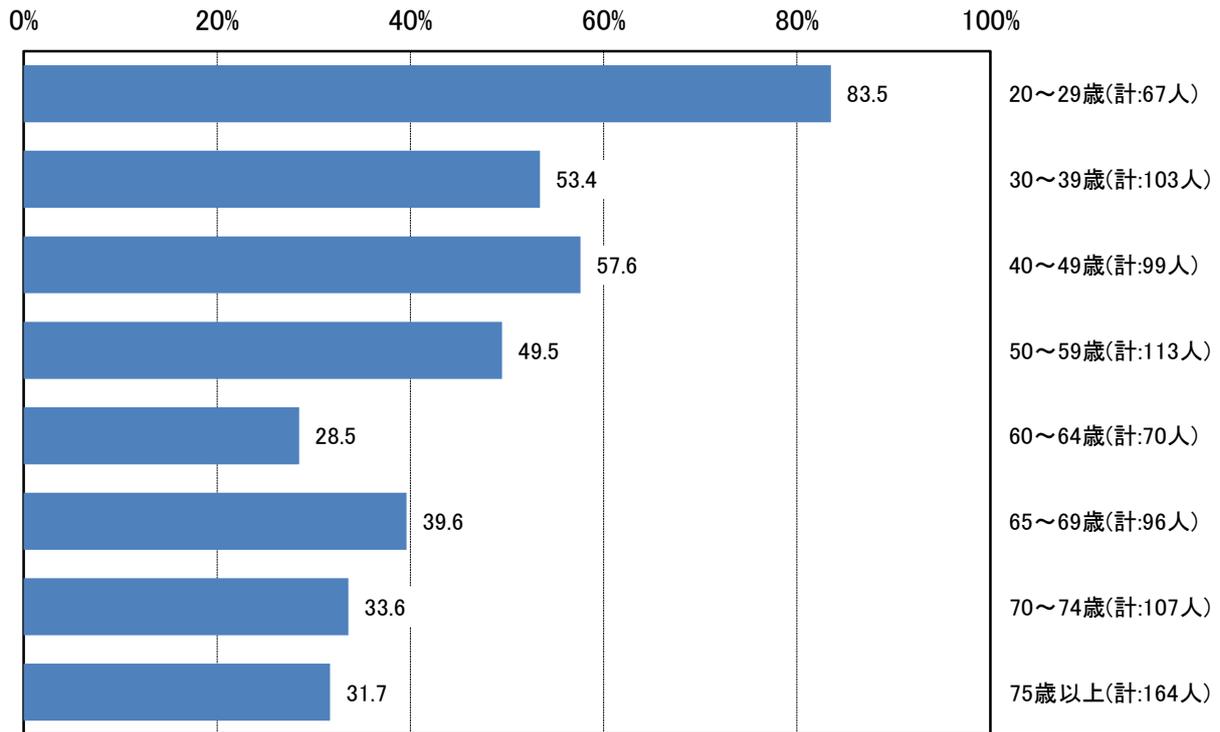
図表 9 ご近所の方との付き合い方



計: 833人

資料：住民アンケート調査結果

図表 10 あまり近所の方と付き合いが無い割合（年齢階層別）



資料：住民アンケート調査結果

（2）地域におけるささえあいの強化

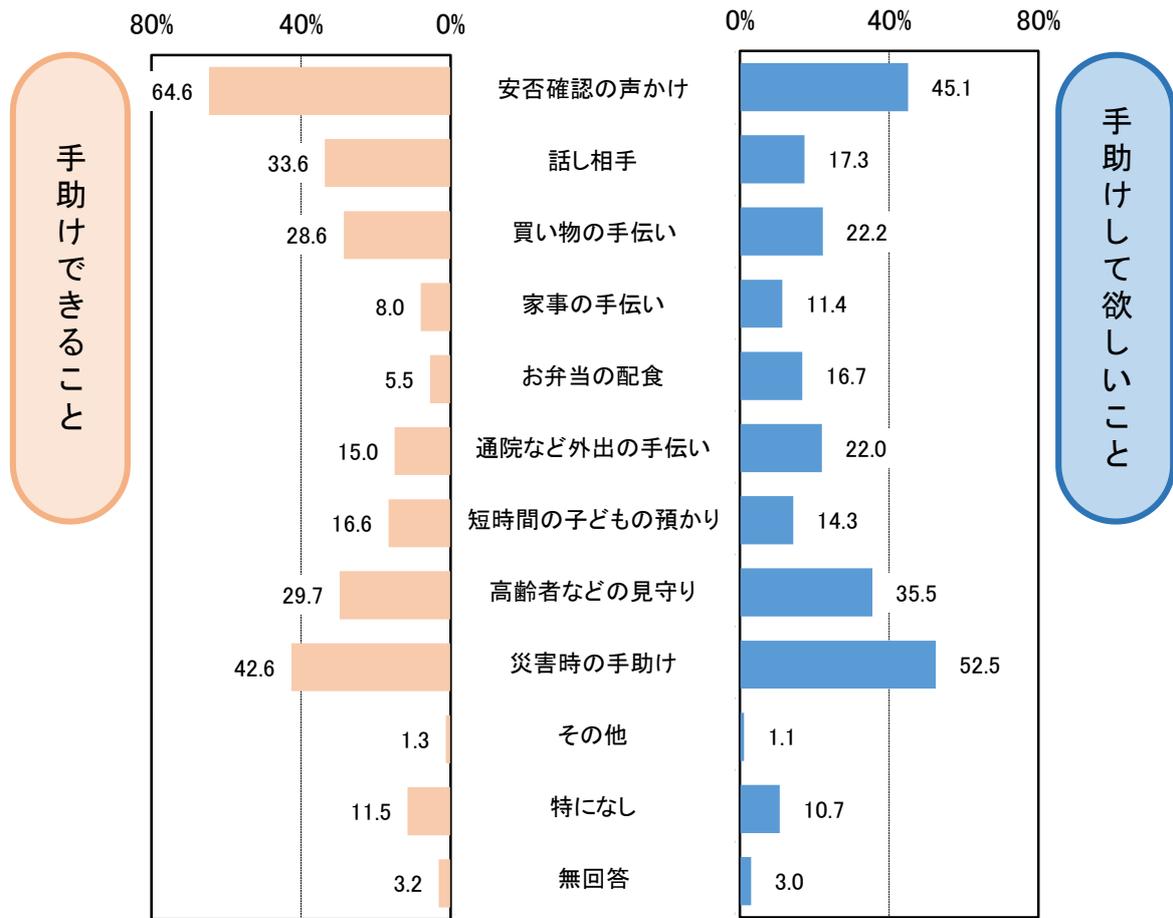
自分や家族が、高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいか尋ねたところ、「災害時の手助け」が 52.5%と最も多く、次いで、「安否確認の声かけ」が 45.1%、「高齢者などの見守り」が 35.5%と続いています。

逆に、隣近所に高齢者や障がいのある人の介護、子育てなどで困っている家庭があったらどんな手助けができるか尋ねたところ、「安否確認の声かけ」が 64.6%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が 42.6%、「話し相手」が 33.6%、「高齢者などの見守り」が 29.7%と続いています。

（図表 11）

してほしいこととできることにはやや違いが見られますが、今後、このような地域で手助けしてほしいことや地域でできることが、地域の中で日常的になされるよう『ささえあう』意識を高めていく必要があります。

図表 11 地域でどんな手助けをしてほしいか／できるか



計:833人

資料：住民アンケート調査結果



うちの かえで
 内野 香楓（那珂川南中 1 年）「人々の支え合い」とかいて、人々の支えあいがあれば、たくさんの笑顔がみられるという意味で、この絵を書きました。」

(3) ボランティア活動の促進

現在、ボランティアやNPOなどにおける活動に参加している人は全体の4.8%にとどまっていますが、約7割の人が何らかの地域活動に参加しています。(図表 12)

ボランティア参加の動機になることは人それぞれで、性別による傾向の違いも見られますが、あくまでも、自らの活動意欲・意思を尊重し、今後も、ボランティア人材の発掘・育成、ボランティア組織の育成を進めていく必要があります。

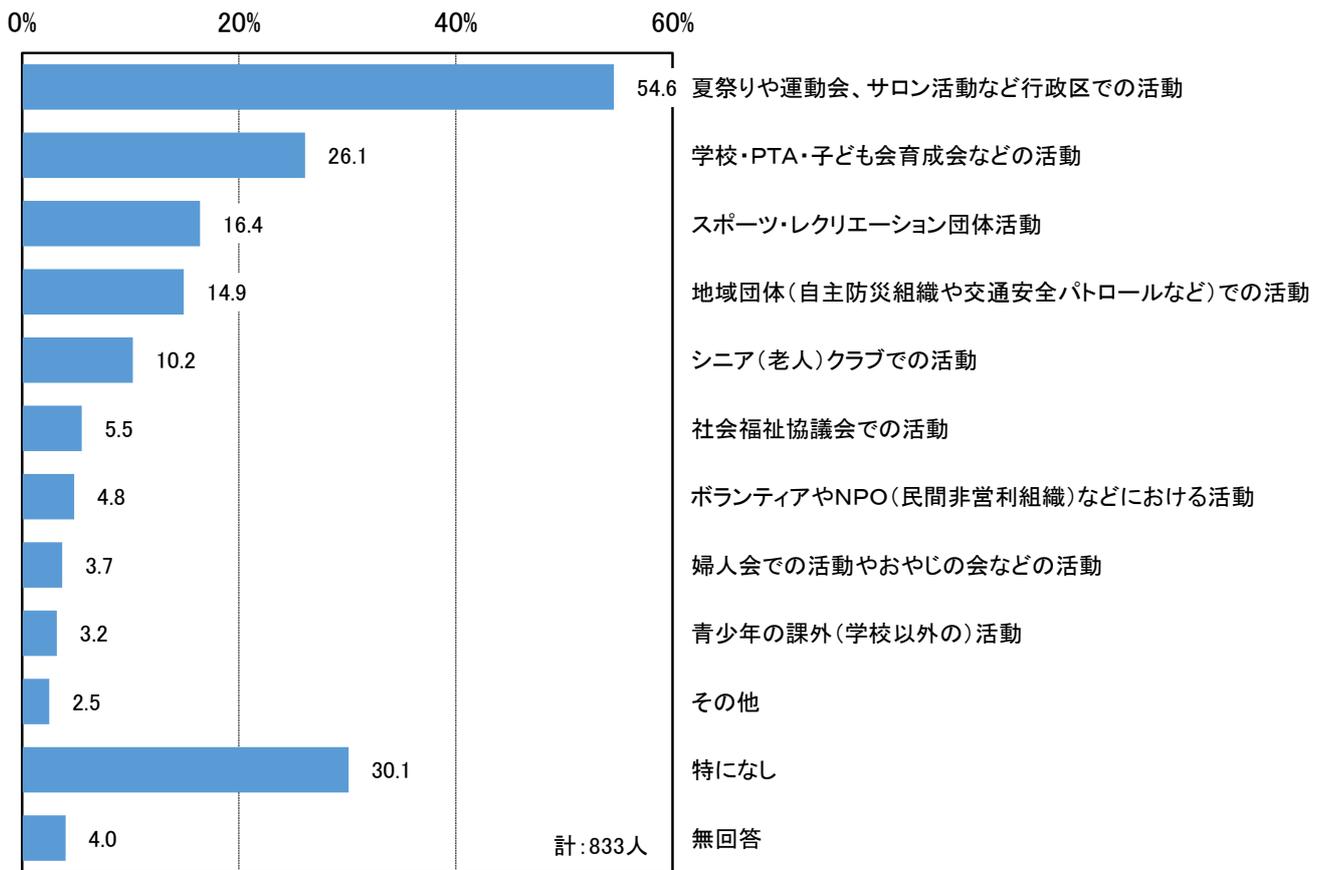
また、地域活動に参加する際に苦勞すること、または参加できない要因となっていることを尋ねたところ、「活動する時間がないこと」が34.8%と最も多くなっていますが、「身近に一緒に参加できる適当な人がいないこと」(27.0%)や「参加するきっかけが得られないこと」(24.8%)、「身近に団体や活動内容に関する情報がないこと」(14.3%)などが上位にあがっています。(図表 13)

今後も、社会福祉協議会と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を行い、住民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となる人材を育成する必要があります。

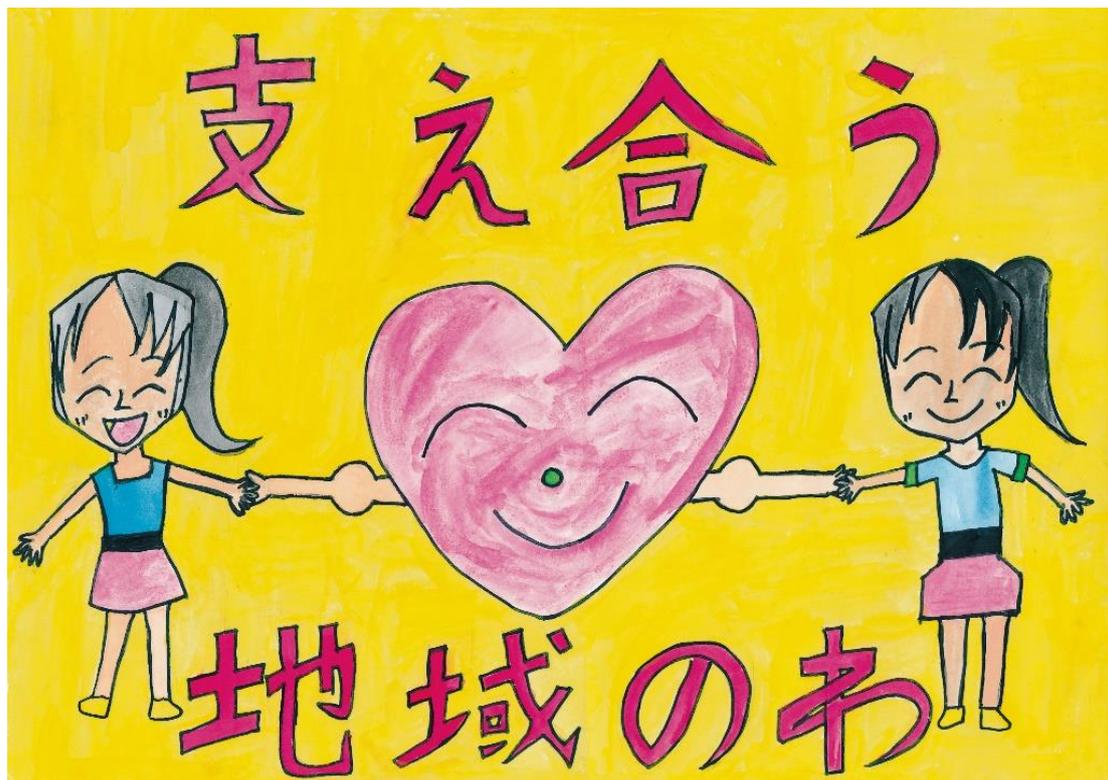


ささぶち ゆき 笹渕 由希 (南畑小 6年)「手を取り合っている所をイメージしました。」

図表 12 地域の活動に参加しているか

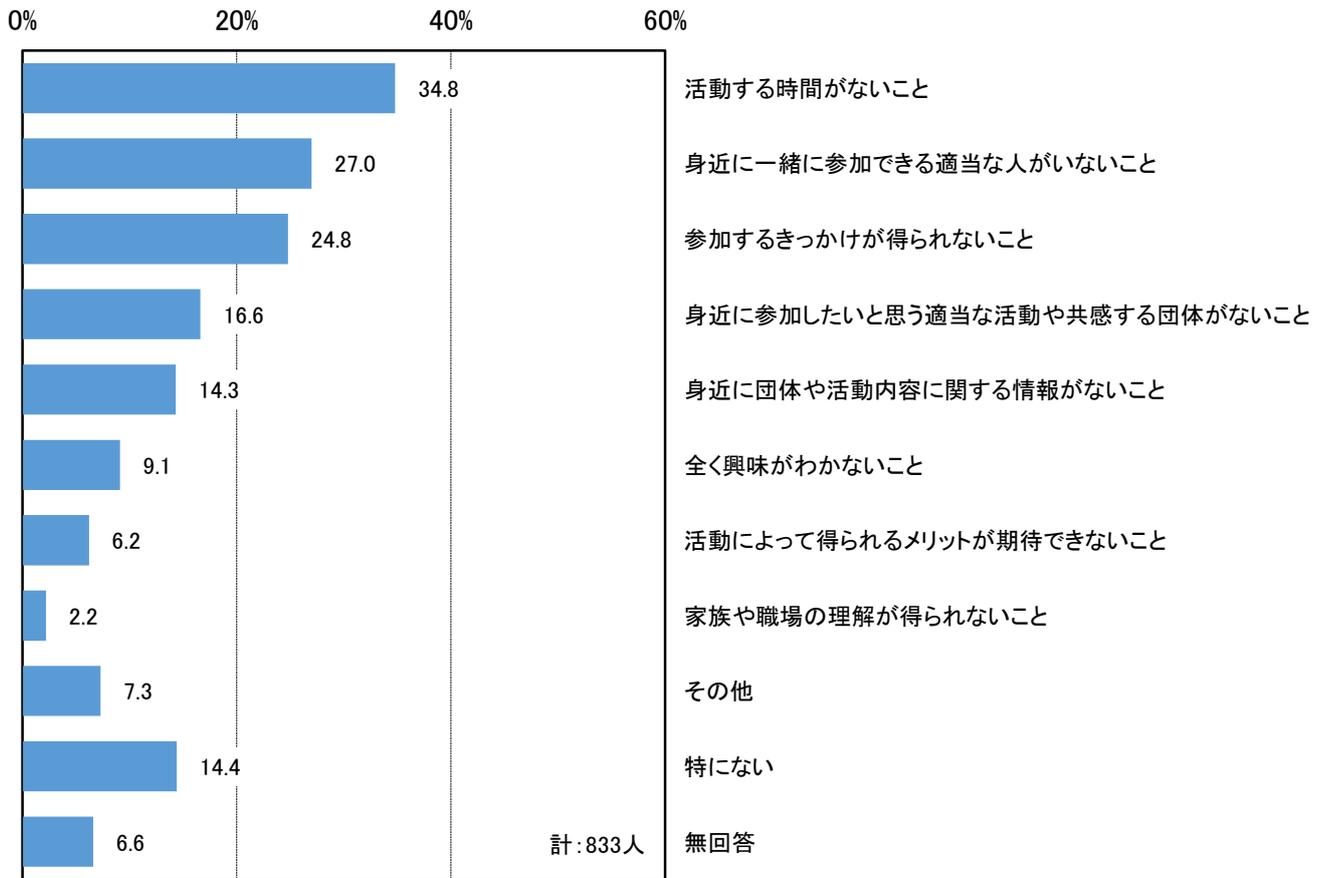


資料：住民アンケート調査結果



ふじもと かおり
藤元 香 (安徳小 5年) 「地いきの人々が集まり笑っている様子です。」

図表 13 地域活動に参加する際に苦勞すること、参加できない要因



資料：住民アンケート調査結果



わたなべ 渡邊 怜菜 (那珂川南中 1 年) 「一人では、絶対生きてはいけないから、つながり協力しあうことが大切です。」

(4) 緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり

自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいか尋ねた結果について、回答割合が最も高かったのは「災害時の手助け」(52.5%)でした。(図表 11)

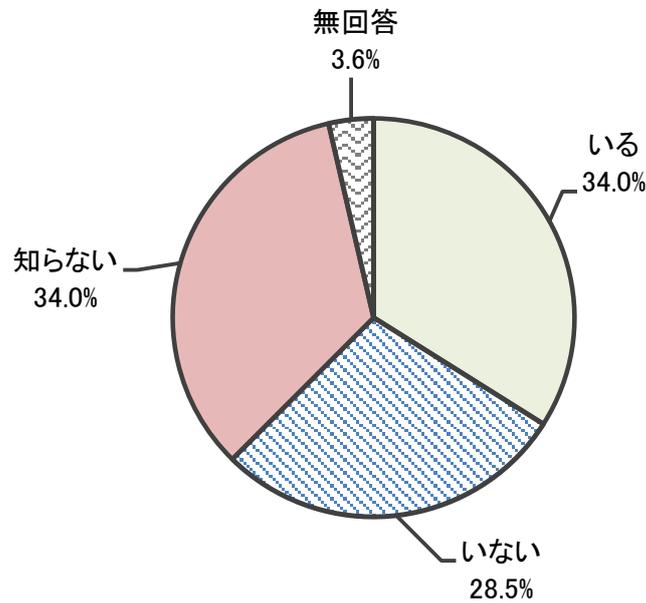
また、ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人が地域に「いる」と回答した人も34.0%と、「いない」(28.5%)と回答した人の割合を上回っています。(図表 14)

一方で、地震や風水害などの災害に対する備えについては、「特に何もしていない」と回答した人が55.0%と過半数を占め(図表 15)、自分の地区に自主防災組織があると回答している人の割合は28.8%にとどまっているという現実もあります。(図表 16)

住民一人ひとりが防災意識と災害時における対応能力の向上に努めるとともに、自主防災組織を中心に各地域で防災訓練を行い、子どもから高齢者まで幅広い参加を求める中で、自分でできること・できないことの確認をしてもらい、地理的条件等を前提とした地域ごとに配慮しなければならない課題とその対応策を検証しておくことが重要です。

さらに、図表 11 の「地域で手助けができること」で最も回答が多かった「安否確認の声かけ(64.6%)」でも表れているように、共助(互助)として、地域での日ごろからの見守り活動を促進していくことも必要です。

図表 14 ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人が地域にいるか

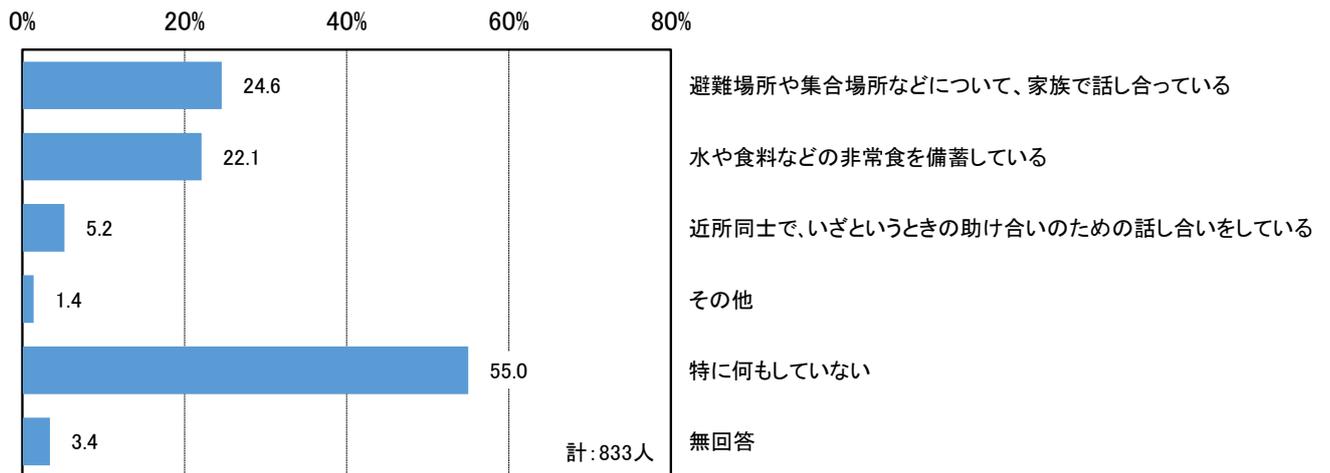


計:833人

資料：住民アンケート調査結果

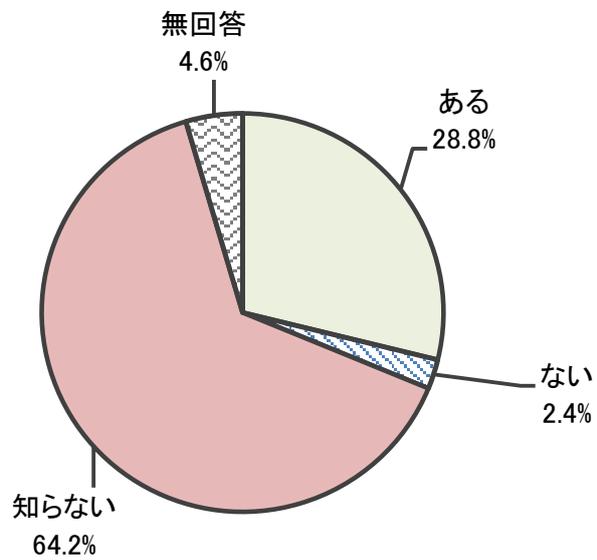
※小数点第2位以下を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合があります。

図表 15 地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか



資料：住民アンケート調査結果

図表 16 自分の地区に自主防災組織がありますか



計:833人

資料：住民アンケート調査結果

※小数点第2位以下を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合があります。



つるた ななみ
鶴田 菜々美（安徳小 5年）「地域の人と子どもたちが仲良くしていることをかきました。」

3. 住民ワークショップ

(1) 第1回ワークショップ

那珂川町と那珂川町社会福祉協議会が共同で地域福祉計画と地域福祉活動計画を策定すること、そのために、地域にある課題を洗い出し、その課題の解決策を住民の皆さまと一緒に考える仕組みが必要であることを説明しました。

第1回目のワークショップは、その第一歩として、町の課題を洗い出し、まとめ、各班で発表するという流れで実施しました。7班（A～G班）毎に、日頃感じている生活課題を参加者それぞれが付箋紙に記入し、模造紙に貼り付ける作業を行いました。ある程度付箋紙が集まった段階で、よく似た付箋紙を集約し、グループ化していきました。

班ごとに多少表現が異なっているものの、「高齢者」「障がい・障がい者」「女性・人権」「防犯・防災」「交通・交通マナー」「子ども・子育て」「地域でのふれあい・世代間交流」「公共の場などでのマナー」「医療・病院」「雇用・生活」「環境」といった、おおむね各班に共通する11種類の課題分野と、その他の課題分野にまとめることができました。

第1回ワークショップで挙げられた生活課題の分野一覧表については、次頁、図表17の通りです。

図表 17 第1回ワークショップで挙げられた生活課題の分野一覧表

課題分野	A班	B班	C班
高齢者	高齢者	高齢者	高齢者の問題
障がい・障がい者	障がい	障がい者	障がい
女性・人権		女性	
防犯・防災	災害	防犯・災害	(地域が抱える課題)
交通・交通マナー		交通	(地域が抱える課題)
子ども・子育て	子育て	子ども	子育て
地域でのふれあい 世代間交流		コミュニケーション	(地域が抱える課題)
公共の場など でのマナー	公園・マナー		
医療・病院	地域医療		
雇用・生活		就労	
環境		環境	
その他	食	町の魅力	
	地元役員	施設	

※枠を色づけしている部分は、第2回ワークショップで検討した課題分野。

D班	E班	F班	G班
高齢者	高齢者(ソフト面)	高齢者	高齢者
	障がい者の社会参加		
	発達障がい支援		
人権			
防災	防災	防犯	(地域での課題)
交通	交通手段	交通マナー	(地域での課題)
	子ども(ソフト)	子育て	子どもの様子
	子ども(ハード)		遊び場
世代間	ふれあい(ハード面)		ふれあい 交流の場
	近所つながり		
	近所マナー(ペット)		
	病院		
雇用			
生活			
	野生動物		
公共		施設	支援・制度
体制			行政への要望

(2) 第2回ワークショップ

限られた時間の中で、各班の意見を共有しながら課題の解決策を検討していくために、図表 17 にまとめたように、共通する課題分野の表記をあらかじめ統一し、模造紙に課題分野を印刷したもの（図表 18）を配付しました。

模造紙には「自助」「共助（互助）」「公助」と、解決策の行動主体を併せて表示しており、第2回ワークショップでは、課題分野ごとの解決策を、「自助」「共助」「公助」に分類しながら模造紙に貼り付けていきました。

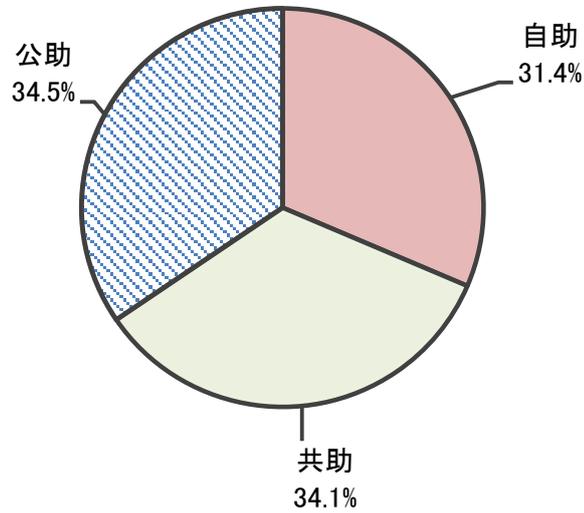
ワークショップの結果、「自助」「共助（互助）」「公助」がバランスよく、おおむね1／3ずつ均等に挙げられていました。

協働で課題を解決していこうという住民の雰囲気、ワークショップ中の意見や各班の発表からもうかがえました。

図表 18 第2回ワークショップ模造紙（例）

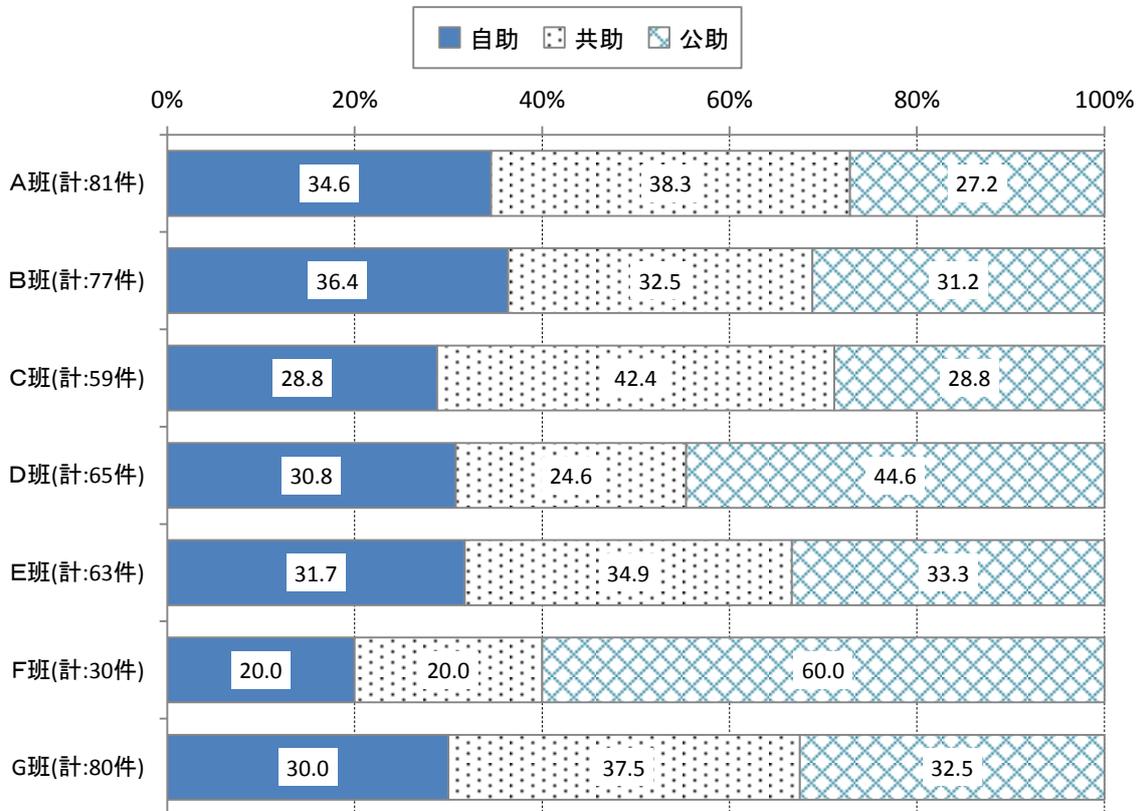
那珂川町地域福祉計画ワークショップ(第2回) 2015年6月18日(木) 19時～		A班(1/2)		
課題分野	自助 (自分でできること：ピンク色)	共助 (地域でできること：青色)	公助 (行政ができること：黄色)	
高齢者				
障がい・障がい者				
防犯・防災				

図表 19 「自助」「共助（互助）」「公助」の内訳（全体）



計: 455件

図表 20 「自助」「共助（互助）」「公助」の割合（各班）



※小数点第2位以下を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合があります。

(3) ワークショップの考察

7つの班すべてに共通して挙げた課題分野は、「高齢者」についてと「防犯・防災」についてで、地域福祉を考えるうえで、この2分野は最も重要な課題であることがわかります。

次に、5つの班が挙げた「子ども・子育て」について、4つの班が挙げた「障がい・障がい者」についても重要であり、計画の根幹とすべき課題分野であると考えます。

下表は、課題分野ごとに「自助」「共助（互助）」「公助」で出された主な意見（多かった意見）です。これらの意見は、計画における方向性とそれぞれの役割の基礎資料とします。

課題分野	自助	共助（互助）	公助
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者への声かけ ●健康など自己管理 ●積極的な社会参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で見守り、声かけ ●サロンの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●継続的な情報発信 ●高齢者が活躍できる場（シルバー人材センター等）
防犯・防災	<ul style="list-style-type: none"> ●避難場所の確認 ●災害用備蓄・準備 ●訓練・活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●自主防災組織の強化 ●パトロールの強化 ●地域の組織間の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯灯の充実 ●自主防災組織への支援 ●避難場所の周知
子ども・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ●行事に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てサロンの充実 ●登下校時の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ●病児・病後児保育の充実 ●保育所の増設 ●子ども・保護者の相談窓口 ●学校間交流の推進
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●積極的なコミュニケーション ●積極的な外出 ●声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいがある人の抱える問題について知る機会 ●地域行事への参加呼びかけや見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ●手話講習会 ●情報発信 ●役場職員の接遇

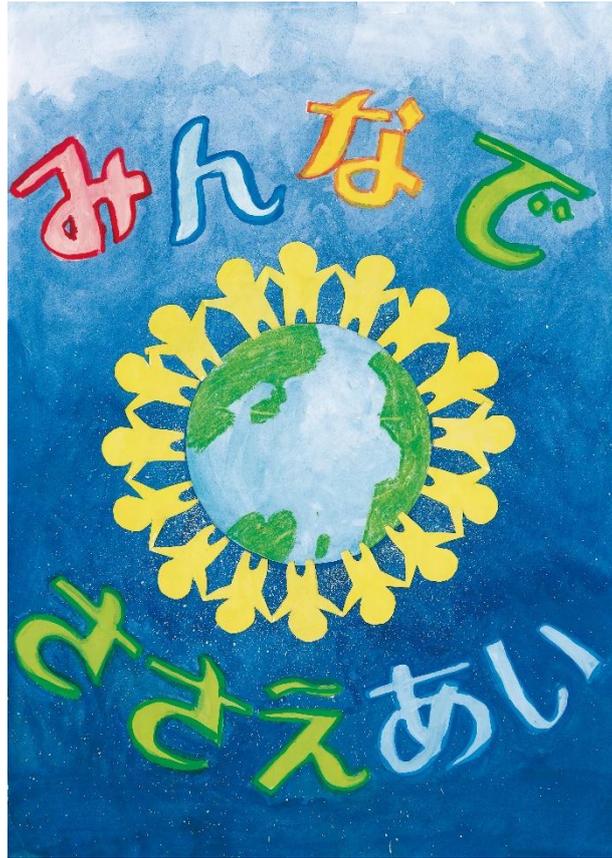
(4) 住民ワークショップの様子



(第1回ワークショップ)



(第2回ワークショップ)



こじま
小島 あかね（那珂川南中 1年）「地球などを支えている絵。」



あかぎ くるみ
赤城 来実（那珂川南中 1年）「性別関係なく、みんなで一緒に手を取りあっているようすをかきました。」

第3章 計画の基本理念と基本目標



かみたや まお
上田谷 麻央 (南畑小 2年) 「女の子がおばさんのにもつをもってあげているところ。」



佐藤 瑠南 (那珂川南中 1年) 「みんなで手を取り支え合っているイメージを描きました。」



川添 まりん (南畑小 2年) 「わたしを、みんながたすけてくれている絵です。」

1. 本町が目指す将来像と、計画の基本理念

(1) 基本理念

地域で安心と安らぎを持って暮らすことは多くの住民の願いです。地域で暮らす様々な人々のちがいや多様性を認め合い、例えいろいろな困難を抱える人がいたとしても、個人の尊厳を保ちながら、ささえあい・助け合いの精神で自立を支援し、また地域社会への参加と参画で、共に生きる社会をつくっていかねばなりません。

そのためにも、まずは住民一人ひとりが主体性を持ち、自発的に地域社会へ参画できるしくみ、つまり自助を育てるしくみづくりが必要です。

第5次那珂川町総合計画では、「自然と人がとけあう 活力あふれるまちなかがわ」という那珂川町の将来像を掲げるとともに、本計画に関連する施策大綱として「人権を尊重し、学び、輝くまちづくり」「人と人とのつながり、コミュニティを大切にするまちづくり」「生き生き暮らせる健やかなまちづくり」を掲げています。

また、地域福祉の推進役である那珂川町社会福祉協議会は、住民参加の地域福祉を推進し、様々な団体と連携することで、「だれもが安心して住み続けられるぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現を目指しています。

住民ワークショップでも、安全・安心、人と人とのつながり、生きがいについての意見が多く寄せられ、本町と社会福祉協議会にとって重要な視点であり、両計画の基本理念を「人と人がつながり 安心していきいきと暮らすことができる地域づくり」とし、計画を推進していくこととします。

人と人がつながり
安心して
いきいきと暮らす
ことができる
地域づくり



2. 計画の基本目標

(1) 基本目標

計画の基本理念「人と人がつながり 安心していきいきと暮らすことができる地域づくり」を実現するために、次に挙げる3つの基本目標を設定しました。

これらの基本目標は、基本理念に掲げたひとつひとつの言葉を大切にとらえたかたちで設定しました。

1. 人と人がつながり	
2. 安心して	暮らす
3. いきいきと	

[基本目標]

1. 人と人がつながる

地域で人と人がつながるために、まずは地域での交流やふれあいの機会を持つこと、そして子どもから高齢者まで全ての住民が「声かけ」や「見守り」などでささえあうことが重要です。そして、お互いのちがいや多様性を知り理解し合うことも大切です。

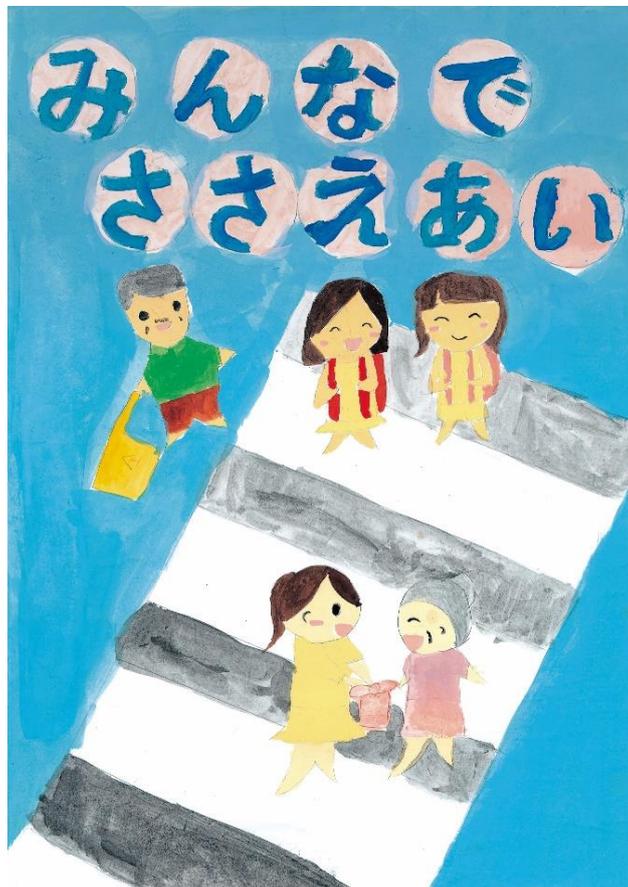
2. 安心して暮らす

住民が地域で安全・安心して暮らすためには、地域での防犯活動や緊急時・災害時に助け合うしくみづくり、そして生活困窮者への支援や権利擁護の推進が必要です。そのためにも、これらの情報をわかりやすく発信し、また相談体制を確立することが重要です。

3. いきいきと暮らす

地域福祉の推進には、まずは住民一人ひとりが健康でいきいきと暮らしていることが前提です。地域のなかでボランティア活動などのいきがいを見つけ活動する、そして自らの健康に関心を持つことが大切です。

3つの基本目標を具体化するために11の具体的取り組みを設定しました。



なかお ゆうか

中尾 友香（那珂川南中 1年）「いろいろな世代の人が支え合っているような絵をかいた。」

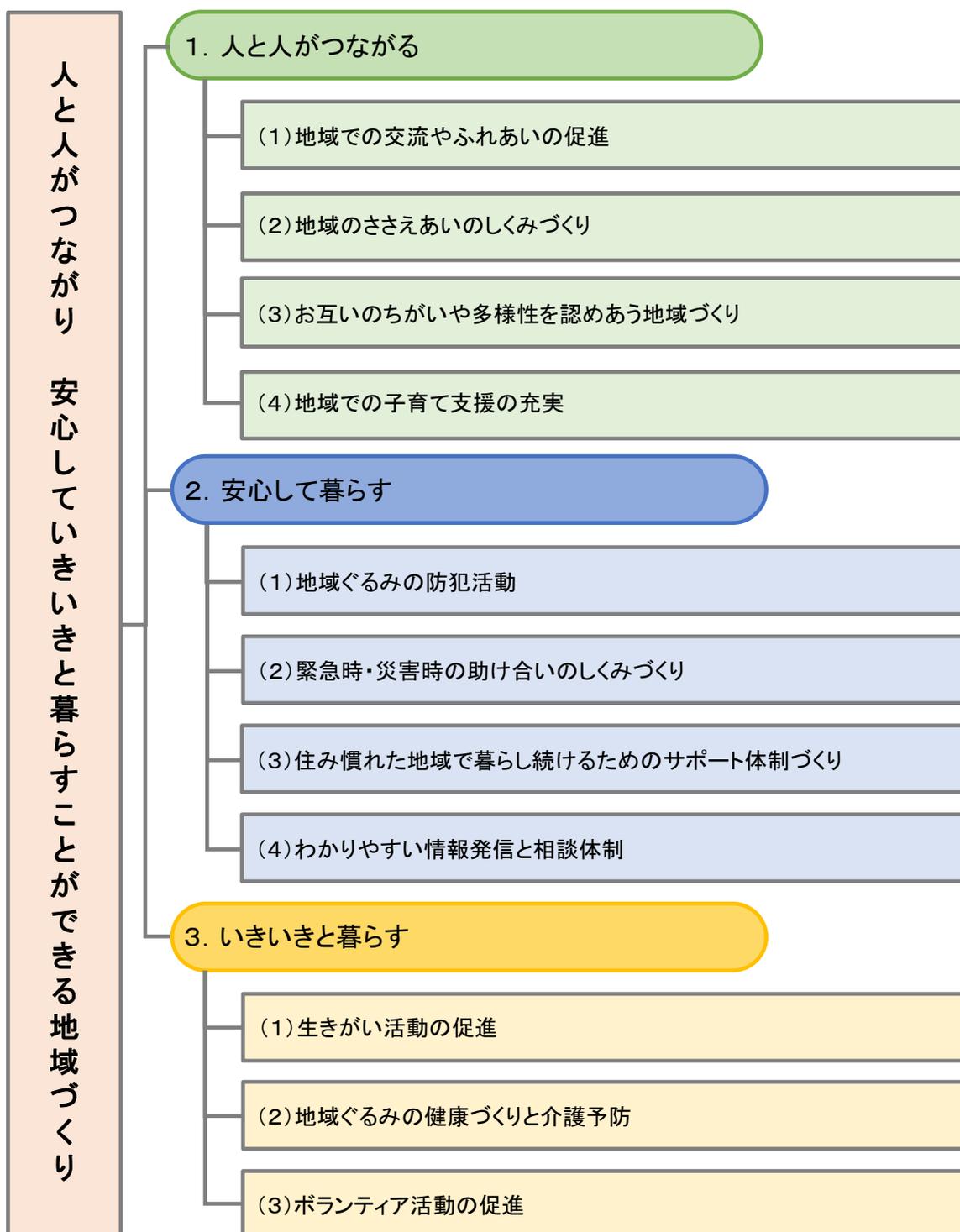
3. 計画の体系と具体的取り組み

図表 21 計画の体系と具体的取り組み

【基本理念】

【基本目標】

【小目標】



4. 取り組みの主体

(1) 取り組みの主体

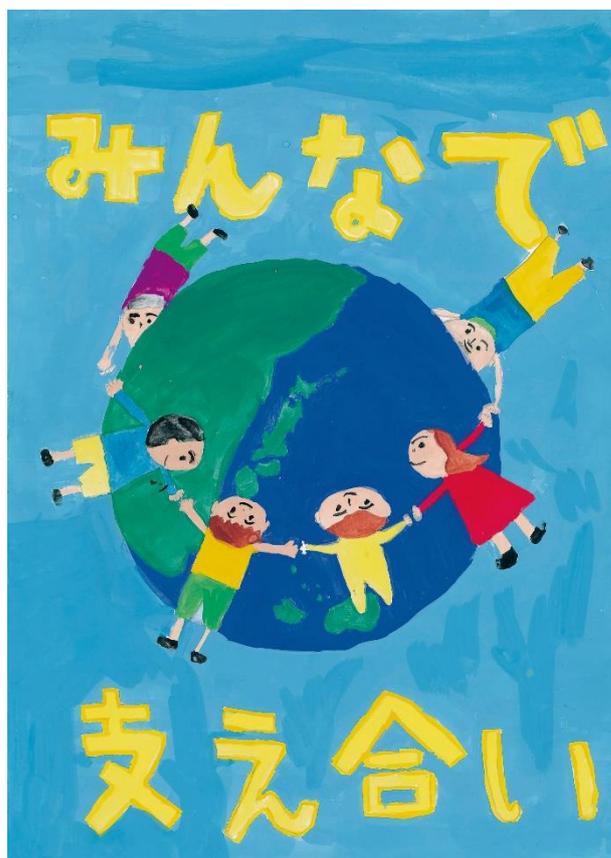
地域福祉を進めていくには、自助、共助（互助）、公助の役割分担と適切な連携が必要です。那珂川町でも、「公助」である福祉サービスのほか、「共助（互助）」の取り組みである那珂川町社会福祉協議会や自治会活動、ボランティア活動、NPO法人によるサービスなど、様々な圏域の中で様々な主体が活動しています。

これらを踏まえ、具体的取り組みごとについて「自助、共助（互助）、公助」の区分を示します。自助、共助（互助）、公助の取り組みの主体は、次のようになります。

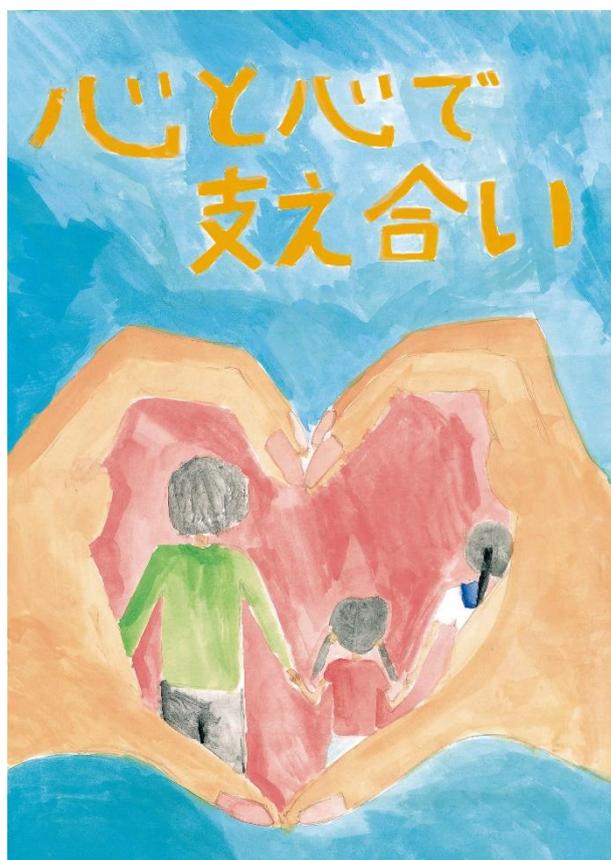
図表 22 自助、共助（互助）、公助の取り組みの主体

区分	説明	取り組みの主体
自助	個人や家庭でできること	個人・家族
共助 （互助）	地域社会による助け合い	那珂川町社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人、医療機関、教育機関、一般企業など
公助	公的な制度として行う福祉・保健・医療その他のサービスやサービス提供体制の環境づくり	那珂川町、地域包括支援センターなどの公的機関

本計画では、自助として、「住民やその家族が取り組むこと」、共助として、「地域が取り組むこと」、「社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）」、公助として、「行政が取り組むこと」と、それぞれの主体ごとに行動目標を明記します。



うえだ みらい
上田 未来 (那珂川南中 1年) 「みんなと手を取りあって、助け合っているイメージ。」



ないとう ももか
内藤 百々花 (那珂川南中 1年) 「お年寄りから子どもが、手を取り合っている絵。」

第4章 地域福祉を進めるために



やました ことね
山下 琴音 (安徳小 5年) 「おたがいに助け合うシーンを考えました。」

いろいろな「色」が集まって、一つの「那珂川」になる。



てらさき まゆ
寺崎 繭（那珂川南中 1 年）「那珂川町の「住人」を「色」にとえ、みんなで協力・団結して一つの那珂川町にしよう。というメッセージを表現してみました。」



なかむら りり
中村 璃莉（安徳小 5 年）「町の人たちが笑顔で支えあっている所です。」

基本目標1 人と人がつながる

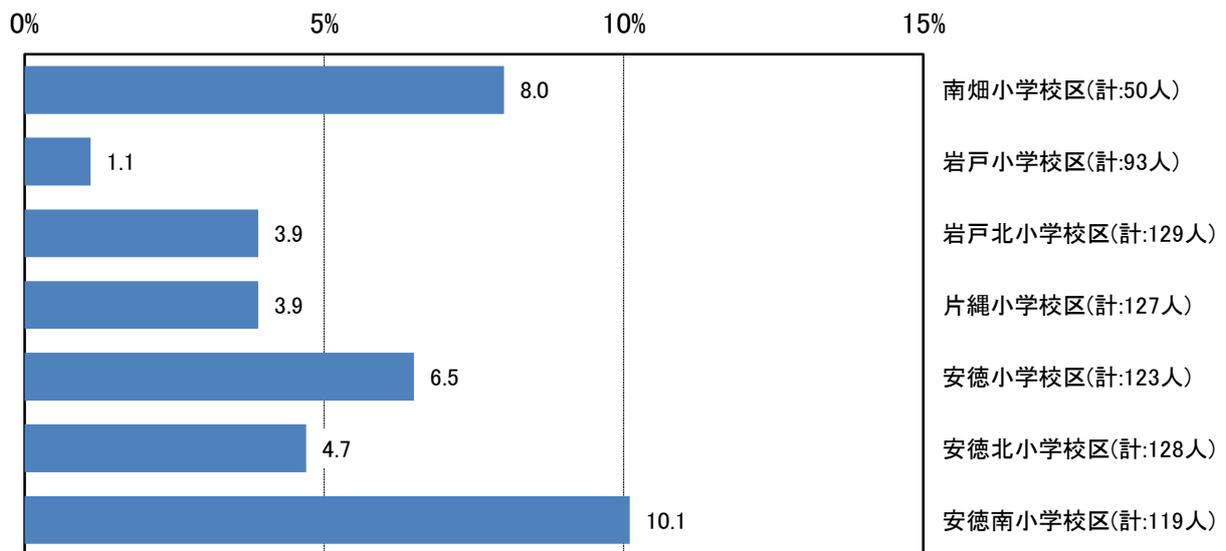
地域での交流やふれあいの促進



[現状と課題]

住民アンケート調査結果によると、地域での付き合いがほとんどない住民は6.4%となっていますが、地区別にみると岩戸小学校区（1.1%）から安徳南小学校区（10.1%）まで、おおよそ9倍以上もの差異がみられます。地域によっては、集合住宅が多かったり、新興住宅が多かったりといった特徴があります。また、住民の年齢層にも地域性がみられます。それら地域の特性に応じた取り組みを行っていく必要があると言えます。

図表 23 付き合いがほとんどない人の割合（地区別）



資料：住民アンケート調査結果

ワークショップでは、近所との関係が希薄化してきたこと、地域で見守りを行おうとしても住民のプライバシーに対する意識の変化や個人情報の取り扱いが慎重になったことなどから、従来の方法では立ち行かなくなりつつあるなどの意見もありました。地域と行政が一層連携し、こうした時代の変化に応じた、那珂川町ならではの地域福祉のあり方を考えていく必要があります。



[問題解決のための取り組み]

住民やその家族が取り組むこと

- 積極的に公民館活動やふれあいサロンなど地域の行事へ参加します。

地域が取り組むこと

- 子どもの登下校の際に地域で見守りを行います。
- 隣近所や地域の気の合う仲間同士が日常生活の延長として集い、語り、楽しむ場を積極的に持つよう心がけます。
- 子ども会やシニアクラブなどと連携を進めることで、世代間交流を図ります。
- 自治会単位などであいさつや声かけ運動を実施します。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と連携し、学校運営にも積極的に参画を図り、体験学習など地域の子もたちとの交流に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ★地域で集まる場を増やし、「ふれあいサロン」が充実するための支援を行います。
- より気軽に集まれる、多彩な集まる場を増やします。（⇒新型サロンづくり）
- ★サロンの良さを広く知ってもらう機会を設け、サロンを支える人を増やしていきます。（⇒サロンの説明会）
- ★障がいのある児童が地域のボランティアと交流する機会をつくれます。（⇒たけのこクラブ）
- ★ひとり暮らし高齢者の仲間づくりをする機会をつくれます。（⇒ひとり暮らし高齢者交流会の開催）
- ★在宅で介護をしている家族の仲間づくりをする機会をつくれます。（⇒在宅介護者のつどいと在宅介護者の会への支援）
- ※ 「ふれあいサロン」について、P71の地域福祉活動計画（別掲）に掲載。
- ※ ★の項目についてはP48に成果指標を掲載しています。

行政が取り組むこと

- 住民の交流の現状や情報などを広報紙やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。
- 公共施設等の空きスペースを利用しやすくし、交流の場づくりを支援します。



よしづみ まお
吉積 麻央（那珂川南中 1 年）「野球でみんなが円陣を組んでいる様子。チーム全員で支え合って頑張るということを表している絵。」

地域のささえあいのしくみづくり



[現状と課題]

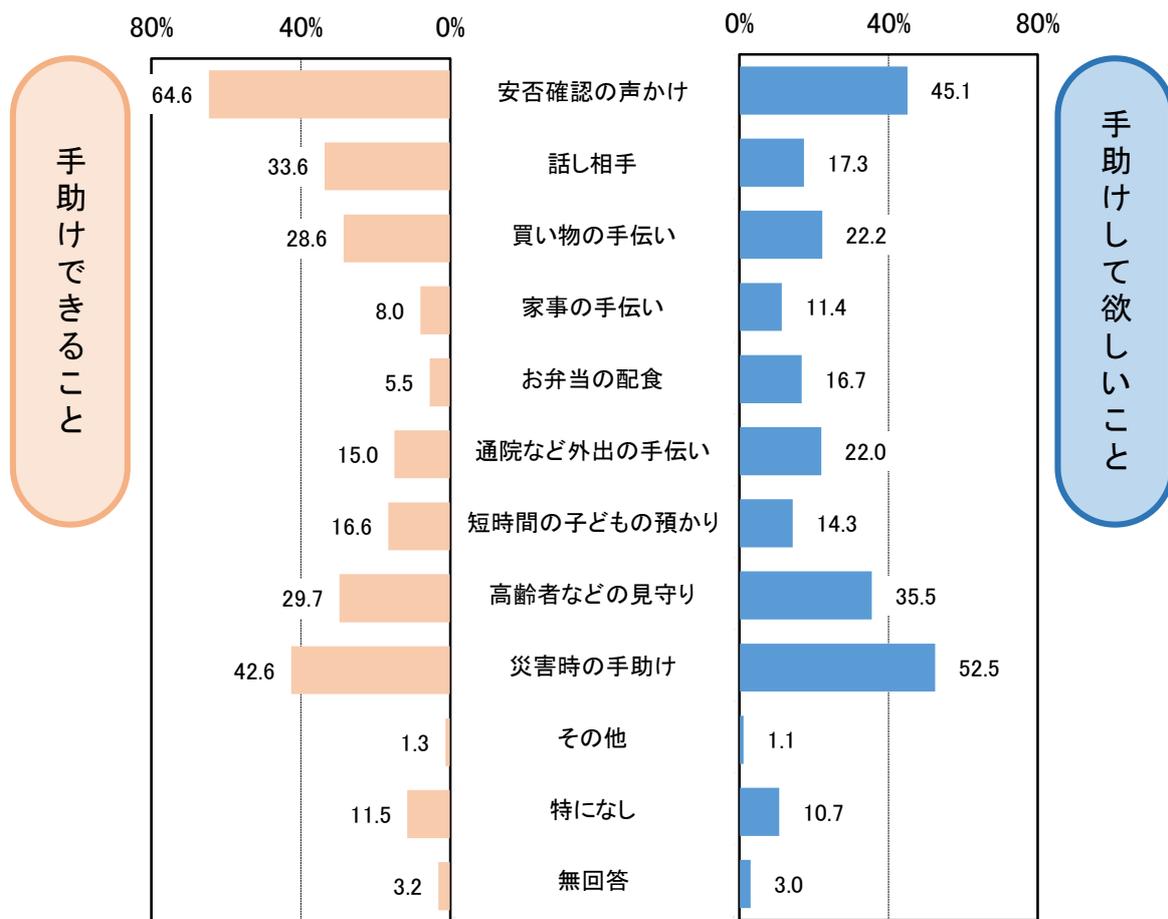
ワークショップでは、自治会への未加入者の増加や地域の担い手不足などの課題が挙げられました。岩戸 A 地区や南畑地区（P10 参照）など、地域によっては高齢化が進んでいる一方、本町全体では人口が増加傾向にあり、青少年の割合も他自治体に比べて高いという特徴があります。次代を担う青少年と現役世代である中高年との間で地域福祉に関する意識の差がみられるなかで、世代を横断した協力関係をどのようにして築くかということが今後の課題であると言えます。

地域福祉を推進していくためには、住民の多くが地域に対して関心を持ち、地域のことを深く知る機会を通してささえあいの意識を徐々に育てていく必要があります。地域ごとに実施している様々な活動を通じて、すべての人が地域の活動や近所付き合いについて、その重要性を見つめ直すことが大切です。

住民アンケートで、日常生活で不便を感じたときに手助けをして欲しいことと手助けできることを尋ねたところ、いずれも上位に「災害時の手助け」「安否確認の声かけ」「高齢者などの見守り」が挙がりました。この結果は、地域にある課題のいくつかは、地域の中で解決の糸口を見いだせるのではないかという希望を与えてくれます。

地域で困ったことがあっても、地域の中で解決できるような地域づくりを行っていく必要があります。

図表 24 地域でどんな手助けをしてほしいか／できるか（再掲）



計：833人

資料：住民アンケート調査結果



たむら けんた
田村 健太（片縄小 4年）「なか川町みんなで、なかよく手をつないでいる所です。」



[問題解決のための取り組み]

住民やその家族が取り組むこと

- 地域でささえ、ささえられる関係をつくります。
- 町や社会福祉協議会が実施する講演会や研修会に積極的に参加します。
- 私たちが住んでいる地域に関心を持ち、地域について考える時間を持ちます。

地域が取り組むこと

- あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持ちます。
- 色々な行事に対して、近所の人を誘って一緒に参加するよう心がけます。
- 近所のひとり暮らしの人へ気配りをします。

社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- 住民の福祉活動を支える基盤となる「福祉ネットワーク推進委員会」を行政区単位で設置できるよう支援します。また、福祉課題を住民で主体的に解決し、合意形成を行いながら、福祉活動を円滑に進めるために、区長、民生委員、福祉委員長など地域の福祉関係者が連携できるよう支援します。（⇒福祉ネットワーク推進委員会の設置）
- 行政区の福祉活動を中心的に推進していく地域のアンテナ役として、福祉委員長を設置し、支援します。（⇒福祉委員長の設置と支援）
- ★ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等の安否を確認する「見守り活動」を行政区単位で組織づくりができるよう、立ち上げの支援や研修を行います。（⇒小地域見守り活動地区の拡大、見守り体制立ち上げの支援、小地域見守り活動の強化）
- 顔の見える関係づくりの大切さについての啓発をします。
- 福祉ネットワーク活動が継続的、かつ安定的に行えるよう、活動助成をします。（⇒社協会費、赤い羽根共同募金）
- ★福祉関係団体が活発に活動できるよう助成を行い、課題を解決するために連携します。
- ※「福祉ネットワーク活動」「見守り活動」について、P70の地域福祉活動計画（別掲）に掲載。
- ※ ★の項目についてはP48に成果指標を掲載しています。

行政が取り組むこと

- 町職員の地域活動やボランティアへの参加を促進します。
- 福祉サービスの周知のために、出前講座をするなど、積極的に広報・啓発活動を行います。
- 地域包括ケアシステム（可能な限り住み慣れた場所で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域の包括的な支援・サービス提供体制）を構築します。



こじま ゆい
小嶋 結衣（片縄小 4年）「手を人と言う形で、手をつないでいる絵です。あとは上に「ささえあい」と書いています。」



きさぶち さとが
笹渕 里和（那珂川南中 1年）「手をのばして助けを求めているその助けの手がきて泣く子。」

お互いのちがいや多様性を認めあう地域づくり



[現状と課題]

地域福祉を推進していくためには、お互いのちがいや多様性を認めあう地域住民相互の理解が不可欠ですが、残念ながら私たちの意識のなかには偏見や差別意識がまだまだ残っています。同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する問題など解決すべき人権問題があります。また、インターネットの匿名性を利用した悪質な差別的書き込みや、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチなど国際化などに伴う人権問題も見られます。

ワークショップでは、このような背景を踏まえ、一層の人権教育の必要性を訴える意見が出されました。行政が住民に対して、継続的に人権教育および啓発をしていく必要があります。

人権問題は当事者の問題ではなく、周りの私たち一人ひとりの問題です。私たちのなかにある偏見や固定観念、誤った情報等に基づく言動が人権侵害、差別へとつながっていくのです。

だれもが自分らしく、地域のなかで安全・安心に暮らしたいと願っています。家庭や地域、学校、行政、企業・事業所等で行われるあらゆる学習機会を通して自分を見つめ直すとともに、普段から、ちがいや多様性を知り、理解し、認め合う意識を持つことが重要です。



[問題解決のための取り組み]

住民やその家族が取り組むこと

- 悩みや心配ごとなど、常に気にかけるようにします。
- 高齢者や障がい者などの社会的少数者への認識を深め、ちがいや多様性を認め合う地域づくりに努めます。
- 地域に暮らす一人ひとりが尊重されるよう、多様性の理解に努めます。

地域が取り組むこと

- 公民館等で人権に関する研修会を開き、理解に努めます。
- ちがいや多様性を認めあう地域づくりのために、当事者の立場を体験する機会の充実などに努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ★ 小中学校への総合学習や地域への福祉教育の充実、福祉意識を醸成させることを目的に、福祉教育の推進を行います。
 - ★ 身近な福祉について学ぶ場を提供していきます。（⇒福祉出前講座（悪徳商法、認知症サポーター養成講座、福祉座談会）の開催）
 - ★ 福祉講座を通して、障がいに対する理解や啓発をします。（⇒しょうがい児支援講座、精神保健福祉講座（町、筑紫保健福祉環境事務所と共催）の開催）
 - ★ 地域で起こる問題に対する理解や問題解決に向け啓発をします。（⇒地域福祉を考えるつどいの開催）
 - ★ 点字講習会、手話奉仕員養成講座を開催します。
- ※ ★の項目については P48 に成果指標を掲載しています。

行政が取り組むこと

- 「同和問題啓発強調月間」「人権週間」「障害者週間」などを中心に、街頭啓発や講演会、広報等でさまざまな人権問題の解決に向けた啓発を行います。
- 学校や地域等において人権教育を推進します。

地域での子育て支援の充実



[現状と課題]

近年、少子化や核家族化などによる家庭での子育て機能の低下が大きな問題となっています。また、育児放棄やネグレクトなどの児童虐待へとつながるケースも少なくありません。

本町においても、年少人口の推移は平成 28 年度にかけてピークとなった後は年々減少傾向になると予測されており、将来的な子育てを取り巻く状況は楽観視できません。

子育てに関する課題の解消に地域全体で取り組み、子育てをする保護者や子どもたちが、安心して快適に生活できる環境を整えていかなければなりません。

また、障がいのある子どもとその保護者においては、さらに子育てへの不安解消の必要性が高く、保護者への支援や療育相談体制を充実する必要があります。

そのためにも、子どもを取り巻く地域と家庭、そして子育て支援の関係機関などとの連携を通して、地域社会全体で子育てをささえることができる地域づくりを推進することが重要です。



[問題解決のための取り組み]

住民やその家族が取り組むこと

- 子育てサロンやサークルに積極的に参加します。
- 気軽に話し合える子育て仲間をつくるように努め、悩みごとを独りで抱えず、早めに気軽に関係機関へ相談します。

地域が取り組むこと

- 子どもたちの安全に配慮し、積極的に声かけを行うなど、「地域の子ども」として見守ります。
- 子育てをしている人が身近にいる場合、気軽に近隣住民が話し相手や相談相手となります。
- 地域による子育てサロンやサークルをつくり、育児の不安解消に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ★親子で気軽に集まり、仲間づくりができる場（「子育てサロン」）を増やし、充実するための支援を行います。
- ★子育てサロンの情報交換を行う場をもうけ、子育てサロン支援者の横のつながりをつくれます。
- ★子どもと一緒に出かけられる場所など、さまざまな子育ての情報を得るきっかけをつくれます。（⇒にこにこ赤ちゃんハイハイレースの開催）
- 子育て世代が気軽に集まり、親子がほっとする場の提供を福祉センターで行います（⇒おしゃべり広場）

「子育てサロン」について、P73の地域福祉活動計画（別掲）に掲載。

※ ★の項目についてはP48に成果指標を掲載しています。

行政が取り組むこと

- 子育て支援拠点施設である「ふれあいこども館」において、子育て中の親子が気軽に集い、交流や子育ての悩みを相談できる場を提供します。
- 保育所や学童保育、病児・病後児保育やファミリー・サポートセンターなど、地域における子どもの居場所の確保と安心して快適に過ごすことができる環境の整備を行います。
- 平成 28 年度から運営開始となる「療育センター」において、心身の発達に障がいがある子どもとその保護者への療育相談支援体制の充実を図ります。



[地域福祉活動計画成果指標：社会福祉協議会]

基本目標と 具体的施策	実施項目	指標	現 状 (平成 27 年度)	目 標 (平成 32 年度)	
人と人がつながる	地域での交流や ふれあいの促進	ふれあいサロンの開催	実施地区数	29 地区(H26)	35 地区
			実施回数	316 回 (H26)	370 回
		サロン支援者研修会の開催	参加者数	のべ178人(H26)	のべ180人
		サロン説明会の開催	実施回数	-	年2回/のべ30人
		たけのこクラブの開催	のべ参加者数	136人/年6回(H26)	140人/年5回
		ひとり暮らし高齢者交流会の開催	参加者数	109人	120人
	地域のささえあいの しくみづくり	在宅介護者のつどいの開催	参加者数	18人 (H26)	25人
		小地域見守り活動地区の拡大	実施地区数	14 地区(H26)	20 地区
		福祉ネットワーク推進委員会の設置	推進地区数	31 地区	37 地区
		福祉ネットワーク会議の開催	実施回数	年2回 (H26)	年2回
	お互いのちがいや 多様性を認めあう 地域づくり	福祉関係団体との連携 (ヒアリング)	実施回数	年1回以上 (H26)	年1回以上
		福祉教育の推進 (小中学校総合学習)	実施校数	5 校 (H26)	6 校
		福祉出前講座の開催	実施回数	年35回(H26)	年50回
		しょうがい児支援講座の開催	実施回数	年1回	年1回
		精神保健福祉講座の開催	実施回数	年1回	年1回
		地域福祉を考えるつどいの開催	参加者数	101人	100人
		点字講習会の開催	実施回数	年1回	年1回
	手話奉仕員養成講座の開催 (受託)	参加者数	10人	15人	
地域での 子育て支援の充実	子育てサロンの開催	実施地区数	11 地区	13 地区	
		実施回数	175 回	200 回	
	子育てサロン意見交換会の開催	実施回数	年1回	年1回	
	にこにこ赤ちゃんハイハイレースの開催	実施回数	年2回	年2回	

基本目標2 安心して暮らす

地域ぐるみの防犯活動



[現状と課題]

わが国は平成27年に戦後70年を迎えました。終戦後の混乱期から驚異的な経済発展を遂げ、世界有数の経済大国になり、かつての「モノが無い」時代から「モノがあふれる」時代へと変わりました。また、高等学校等への進学率は97%を超えるなど、わが国の社会は経済的にも文化的にも高度に成熟した段階に到達していると言えます。

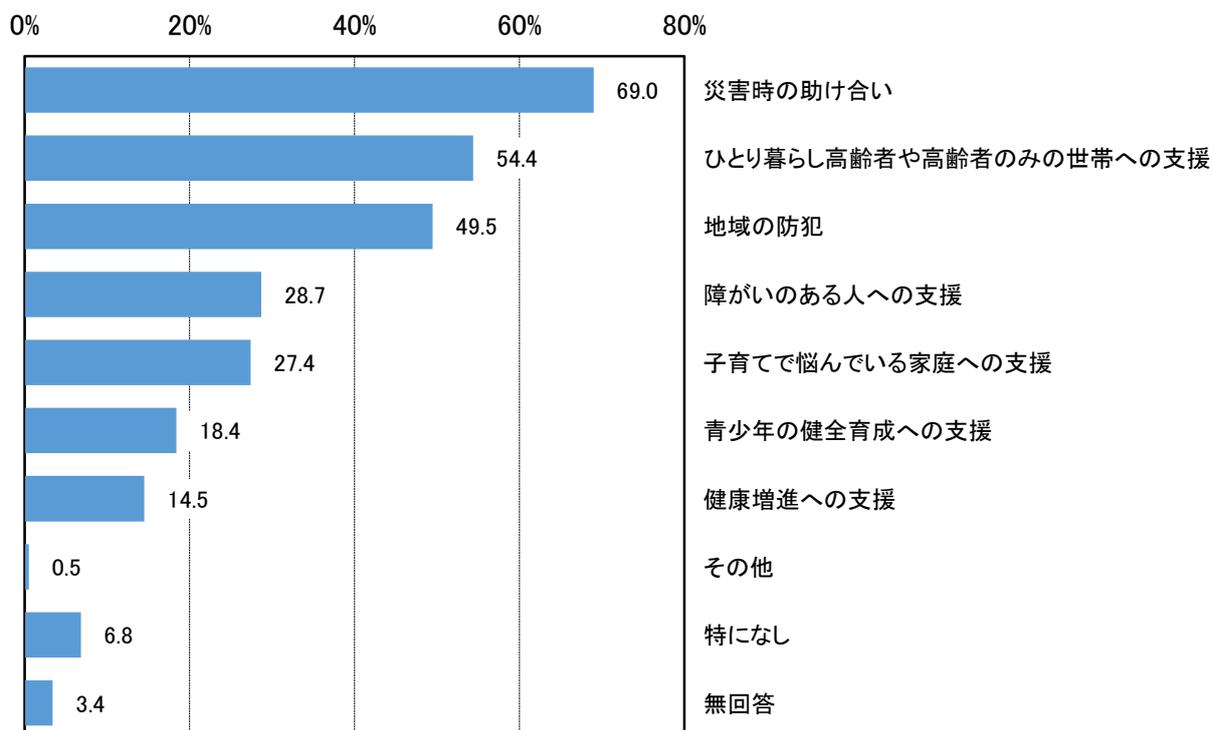
このような社会の成熟化とは裏腹に、近年、犯罪情勢は悪化しており、住民の不安感が高まっています。

ワークショップにおいても、防犯に関する意見が多く寄せられました。アンケート調査の自由回答でも、子どもの通学にも送迎が必要となるなどの記述があり、凶悪化、多様化する犯罪に対する不安感が日に日に増している状況がみてとれます。

犯罪に対応するためには、警察による防犯対策だけでなく、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ住民の顔が見える地域社会づくりを行い、地域の連帯に基づく「地域の防犯力」を高めていくことが大切です。

アンケート調査からは、地域の生活上の問題に対し住民同士で助け合う必要があると思うことの第3位に「地域の防犯」(49.5%)が挙げられています。地域ぐるみで情報を共有し、ささえあい・助け合いの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

図表 25 地域の生活上の問題に対し住民同士で助け合う必要があると思うこと



計: 833人

資料：住民アンケート調査結果



[問題解決のための取り組み]

住民やその家族が取り組むこと

- 防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
- 戸締まりをしっかりするなど、普段から気を引き締めて防犯対策をします。
- 暗い夜道をなるべく歩かないなど、自分の身は自分で守るという気持ちを持って事故や事件を未然に防ぐよう心がけます。
- あいさつを通して、地域住民の顔見知りを増やします。

地域が取り組むこと

- 防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守ります。
- 地域の防犯活動に住民が積極的に参加してもらうよう努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- サロン等での啓発や情報提供を行います。
- ひとり暮らし高齢者、高齢世帯等の支援のなかで、消費者被害の早期発見、対応ができるような体制を作ります。

行政が取り組むこと

- 警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。
- 犯罪の発生箇所やその内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。
- 高齢者を狙った悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。



しげの ゆな
重野 結菜（那珂川南中 1年）「地球の中で人が手をつないでいて、それが人と人が支えあっているイメージで、まわりを黄色でぬって明るくしました。」

緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり



[現状と課題]

自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいかたずねた結果、回答割合が最も高かったのは「災害時の手助け」(52.5%)でした。

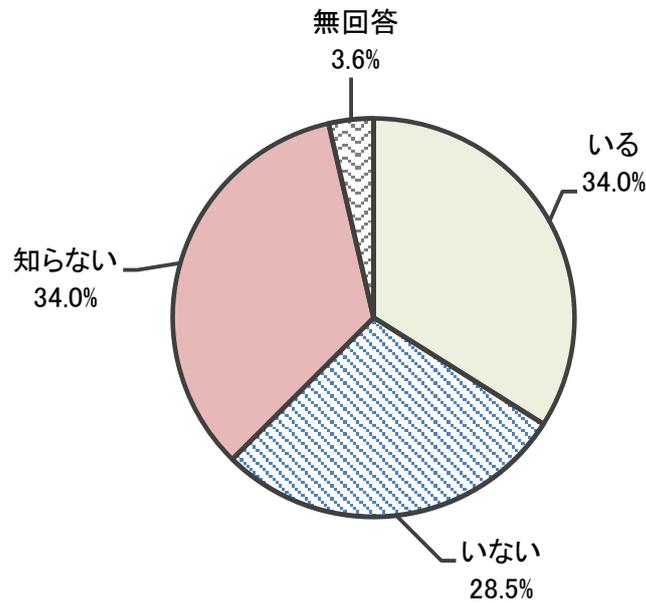
また、ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人が地域に「いる」と回答した人が34.0%と、「いない」(28.5%)と回答した人の割合を上回っています。

一方で、地震や風水害などの災害に対する備えについては、「特に何もしていない」と回答した人が55.0%と過半数を占め、自分の地区に自主防災組織があると回答している人の割合は28.8%にとどまっているという現実もあります。

ワークショップでは、防災に対する危機意識を高めていく必要性や、自主防災組織の強化の必要性、いざというときに配慮が必要な人がどこにいるのかを把握しておくことの重要性など、多くの課題が挙げられました。

住民一人ひとりが防災意識と災害時における対応能力の向上に努めるとともに、自主防災組織を中心に各地域で防災訓練を行い、子どもから高齢者まで幅広い参加を求める中で、自分でできること・できないことの確認をしてもらい、地理的条件等を前提とした地域ごとに配慮しなければならない課題とその対応策を検証しておくことが重要です。

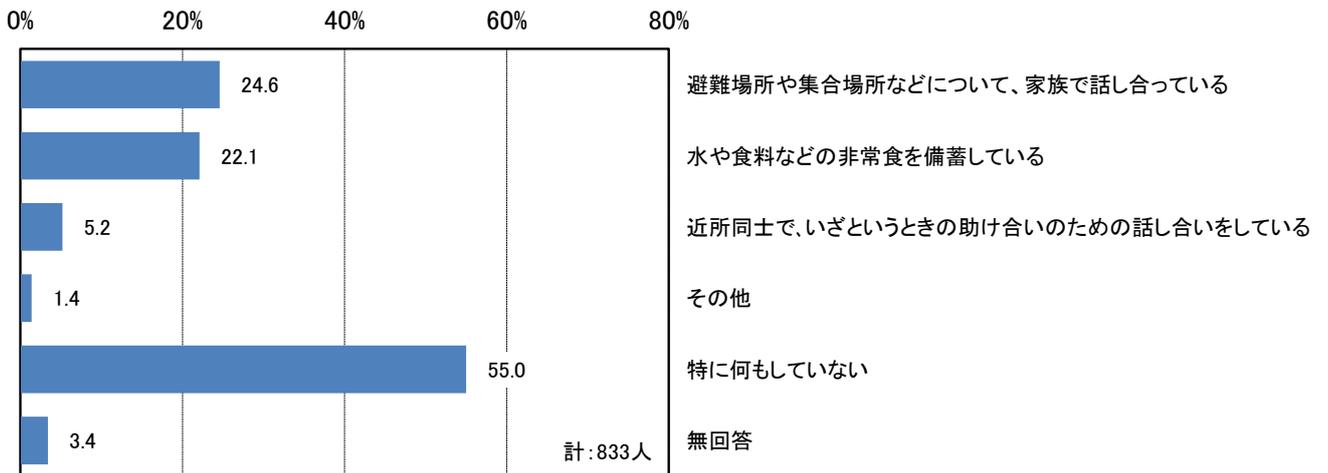
図表 26 ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に気になる人が地域にいるか（再掲）



計:833人

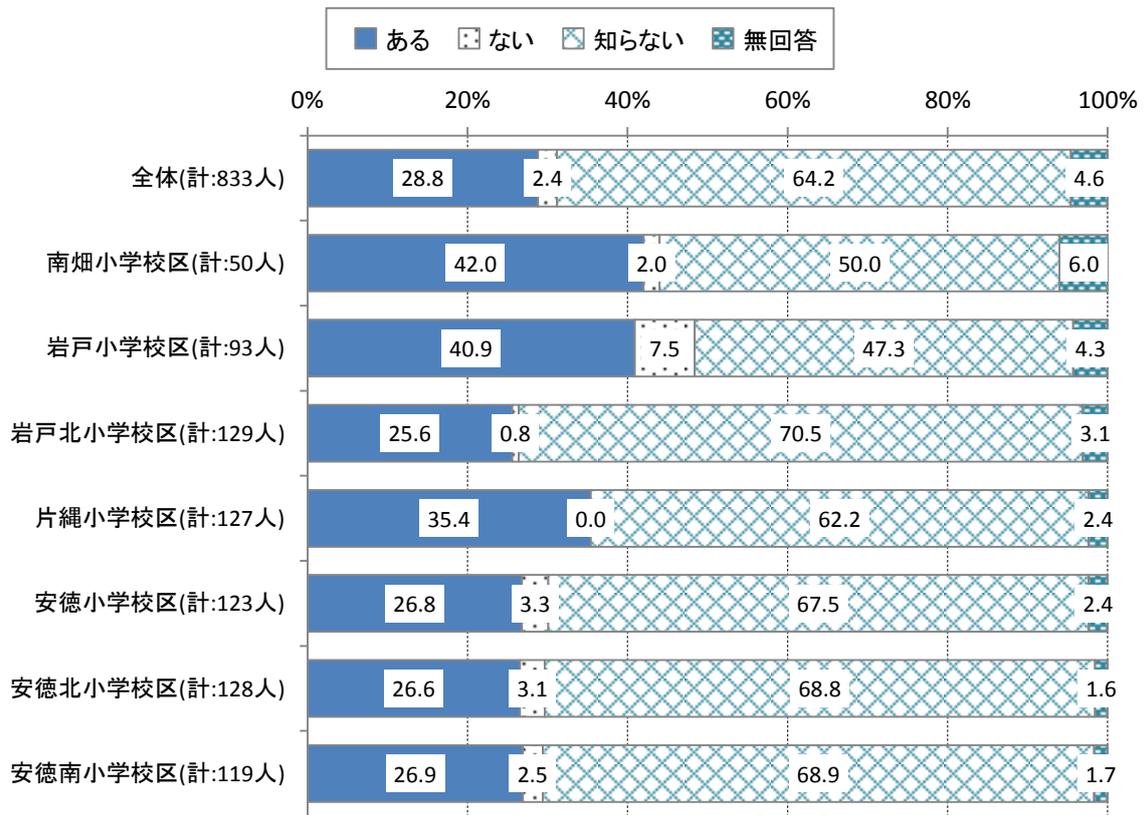
資料：住民アンケート調査結果

図表 27 地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか（再掲）

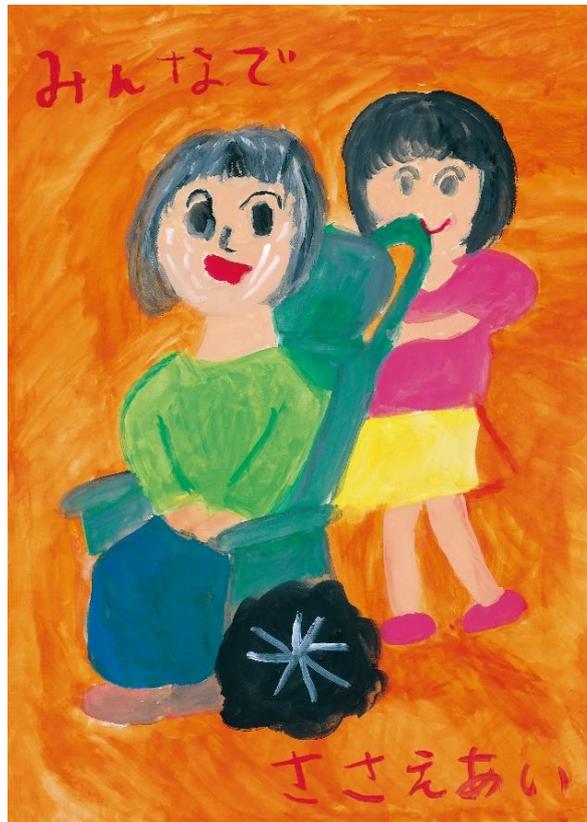


資料：住民アンケート調査結果

図表 28 自分の地区に自主防災組織がありますか



資料：住民アンケート調査結果



神代 胡春 (安徳南小 3年) 「ひいおばあちゃんに会ったときに車イスをおしている絵です。」



[問題解決のための取り組み]

住民やその家族が取り組むこと

- 避難場所や安全な避難経路などを家族で確認しておきます。
- 近所の信頼できる人に災害時の介助をお願いしておきます。
- 行政からの広報等、災害時に役立つ情報はわかりやすい所に置いておきます。
- 避難訓練に積極的に参加し、自分の避難場所は事前に確認しておきます。
- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。
- 普段から家族で防災の話をするなど、防災意識を高めます。
- 非常用の持出袋を準備し、災害時の備えをします。
- 自分の身は自分で守るという意識を高めます。

地域が取り組むこと

- 近所にいる高齢者や障がい者に対して、災害時にどのようにして避難の介助をするのか、日頃から連絡をとりあっておきます。
- 高齢者や障がい者にとって、「遠い避難所」よりも、「近くの住民の提供による避難所」という意識の醸成と情報提供に努めます。
- 自主防災組織について住民に周知を図ります。
- 災害時に自主防災組織が機能するよう、訓練に努めます。
- 地区別「防災カルテ（※）」を活用し、住んでいる地域の特性を理解し、情報の収集・伝達のしくみづくりを推進します。

※防災カルテとは

自主防災活動を支援するために作成したもので、ハザードマップを行政区ごとに詳しくしたものであり、各自主防災組織（行政区）に配布しています。

社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- 平常時から「見守り活動」を通して、避難行動要支援者（災害時要援護者）の把握、関係づくりができるような地域づくりをすすめていきます。（⇒平常時から見守り体制づくり）
- 災害時に役場との連携をとりながら、災害ボランティアセンターの設置を行います。
- 災害時のボランティアを育成します。
- 4市1町防災担当者会議などを通して、平常時から近隣市社協との協力体制づくりを行います。
- 福祉避難所として福祉センターを運営します。
- 災害時の義援金の募集を行います。

行政が取り組むこと

- 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、住民に確実に正確な情報を提供する体制を整備します。
- 避難行動要支援者（災害時要援護者）を対象とした福祉避難所の確保・整備を行うとともに、避難所用緊急物資の整備を図ります。
- 防災マップやハザードマップを常に見直し、住民に周知するとともに、水害発生のおそれがある時期の前に広報等により啓発を行います。



まつもと めい
松本 萌衣（片縄小 4年）「みんなで、手をつなぎ、ささえあっているポスターです。」

住み慣れた地域で暮らし続けるためのサポート体制づくり



[現状と課題]

わが国では、非正規雇用者の増大によって雇用の二極化が進む一方で、高齢化によって低所得、低年金高齢者が増大しています。また、家族形態の変化により単身世帯が増大し、たとえ若い世代であっても、仕事につくことができなかつたり、働いていても収入が少なかつたりするなど、生活困窮に直面している人が増加しています。

生活困窮者の中には、単に仕事につけないだけでなく、疾病や障がい、家庭環境など複合的な課題を抱えており、既存の福祉施策ではすべてに対処することが難しい場合も多くあります。このような生活困窮者が抱える複合的な問題に対応するには、一人ひとりの状況やニーズに応じ、自立に向けた支援を、地域住民や関係機関などとの連携により実施することが必要となります。

また、日常生活で支障が生じている認知症高齢者や障がい者などが、ますます増えていくと見込まれているなか、「成年後見制度」などの権利擁護を推進する体制の充実が必要です。

これからは、生活をしていくうえで、様々な制度やサービスではすべての生活をささえることができない、ちょっとした困りごとには対応していないなどの状況があるため、制度やサービス以外のことに対応できる体制を作っていくことが大切です。

アンケートの結果から、住民の手助けできることは多くあり、このような住民の力を活かしながら、ちょっとした困りごとに対応できるような仕組みづくりが望まれます。



[問題解決のための取り組み]

住民やその家族が取り組むこと

- 生活で困ることがあったら、地域や行政・社会福祉協議会などに相談します。

地域が取り組むこと

- 日ごろの見守りや地域活動などを通して生活困窮者の把握や相談に努めます。
- 生活困窮者との情報を共有し、行政や専門機関などにつなぐとともに、地域で支えるための取組みを検討します。
- 認知症高齢者など、自らサービスなどを選択できない人を地域で見守り、支援します。

社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- 生活するうえで支障が生じている認知症高齢者、障がい者が地域で暮らし続けることができるよう、金銭の管理等の支援を行い、権利を守る体制づくりを行います。（⇒日常生活自立支援事業の推進）
- ★生活の中で起こるちょっとした「困りごと」を住民同士の助け合いで解決する「ニコニコお助けサービス」を充実します。（⇒ニコニコお助けサービスの充実）
- 低所得者の生活の安定を図る等の支援を総合的に行います。（⇒生活福祉資金の貸付、つなぎ資金の貸付）
- ★町内の社会福祉法人と連携しながら、地域での問題を解決できる仕組みをつくります。（⇒社会福祉法人協議会（仮）の設置）
- ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯へ食事を配達時に、直接顔を合わせることで安否確認を行います。（⇒配食サービスの実施（受託））
- 放課後や長期休業中の中高生を対象にタイムケア事業を行います。（受託）
- 生活困窮者の相談窓口と連携しながら、生活福祉資金事業の支援を行います。
- 各事業と自立相談支援事業所との連携を行います。

「ニコニコお助けサービス」について、P74の地域福祉活動計画（別掲）に掲載。

※ ★の項目についてはP62に成果指標を掲載しています。

行政が取り組むこと

- 生活困窮者の相談窓口の普及・啓発を図ります。
- 成年後見制度の周知のための広報活動を行うとともに、必要に応じて成年後見制度の町長申立てを実施します。



福田 芽夏 (片縄小 4年) 「まん中の花は、みんなの心でさいた花を表しています。」



吉岡 明夏 (那珂川南中 1年) 「できるだけ文字を強調するような絵にしました。」

わかりやすい情報発信と相談体制



[現状と課題]

福祉のニーズは住民一人ひとり異なっています。また、課題が複雑化、複合化していることもあり、町にどのような福祉サービスがあるのか、どこに相談すれば良いのかが、住民にとってますます分かりにくくなっています。

福祉サービスを必要とするすべての人が、自分に適したより良いサービスを、自らの意思で選択・利用できることが大切であり、常に利用者本位の考え方に立った改善を重ねていくことが必要です。

福祉サービスに関する情報提供の充実を図り、「わかりやすい情報発信」に努めることが必要であり、また、悩みや問題を抱える人々がいつでも気軽に相談することができ、相談にしっかりと対応できる相談支援体制を構築することも大切です。



たなか あおい
田中 碧生（片縄小 4年）「みんなで支えている感じを、パズルの絵にして表しました。」



[問題解決のための取り組み]

住民やその家族が取り組むこと

- 生活する上で困ったことがあれば、事態が深刻化する前に、地域の民生委員や町の窓口などに相談します。
- 町や社会福祉協議会の広報紙やホームページに掲載される福祉に関する情報を積極的に収集します。

地域が取り組むこと

- 近所に困った人や課題を抱えている人がいないか、常に気を配り必要な人に情報提供します。
- 住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、行政・民生委員・人権擁護委員などの適切な機関につなげます。

社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ★身近な地域で行っているサロンなどの福祉活動や福祉に関する情報を分かりやすく掲載した社協だよりを発行します。
- 地域での集まる場の紹介、住民の地域活動、ボランティア情報などをサロン等で積極的に発信します。
- ★タイムリーに情報を発信し、情報が得られるよう、ホームページを更新していきます。
- 目の不自由な人が情報を得られやすいように、音声訳されたテープ等を自宅へ届けます。（⇒声の広報）
- 気軽に相談できる相談所を開設します。（⇒心配ごと相談所）
- 高齢者に関する総合相談窓口である地域包括支援センターを運営します。（受託）
- 必要な支援につなげられるよう、場合に応じてアウトリーチ（出張）型の支援も行います。

※ ★の項目については P62 に成果指標を掲載しています。

行政が取り組むこと

- 専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高めます。
- 広報紙やホームページなど、より住民が必要な情報を取得しやすい内容に改善します。
- 高齢者に関する総合相談窓口である「地域包括支援センター」を平成 29 年度を目標に 1 箇所増設します。



[地域福祉活動計画成果指標：社会福祉協議会]

基本目標と 具体的施策		実施項目	指標	現 状 (平成 27 年度)	目 標 (平成 32 年度)
安心して暮らす	緊急時・災害時の 助け合いの しくみづくり	災害ボランティアセンターの設置	-	災害時	災害時
		福祉避難所の運営	-	災害時	災害時
		災害時の義援金の募集	-	随時	随時
	住み慣れた地域で 暮らし続けるための サポート体制づくり	ニコニコお助けサービスの実施	活動件数	110 件 (H26)	300 件
		社会福祉法人協議会の設置	開催回数	-	年 3 回
	わかりやすい 情報発信と相談体制	社協だよりの発行	発行回数	年 6 回	年 6 回
		ホームページの更新	-	随時	随時



いまじ みほ
今地 美穂 (那珂川南中 1 年)「たくさんの人でこの町はできているから、人をパズルみたいにくみだててそして、その中に那珂川町をしょうちょうとしたかわせみをかきました。」

基本目標3 いきいきと暮らす

生きがい活動の促進



[現状と課題]

心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を感じることでできる活動や活躍の場を地域の中で確保し、広げていくことがますます重要となってきました。

身体的な健康ばかりでなく、心や気持ちが健やかで、心身ともに健康であってこそ、地域で元気な生活をおくることができます。

子どもから高齢者まであらゆる世代の住民がそれぞれの生活状況や好みに応じて各種活動に親しむことができるよう、町内外のモデル地域を参考にして活動の普及・推進を図ることも重要です。



おごう ふみあき
小郷 文暉（那珂川南中 1年）「地球を人間で、ささえていけるようにかきました。」



[問題解決のための取り組み]

住民やその家族が取り組むこと

- 自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域に求め、実践します。
- 自らの技術や経験を次世代に伝え広めることで、生きがいを追求します。

地域が取り組むこと

- 自治会等で、子どもから高齢者までの幅広い世代が参加できる行事やイベント等を企画します。
- 地域の「ふれあいサロン」の充実を図り、さらなる普及・啓発を行います。
- 子育てサロンへの関わりをもち、世代間交流を推進します。
- シニアクラブなどを通して、生きがいづくりと社会参加の促進を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- 地域で行われている活動の内容や場所などが分かるよう、調査し、情報提供を行います。
- 新たに何かを始めたいと思う人や、仲間づくりをしたい人のきっかけとなる情報にあふれた福祉センターをつくります。
- 地域での手伝いや何か役立つことをしたいという人に対して、活動紹介を行います。

行政が取り組むこと

- 生涯学習機会を充実するとともに、住民が生きがいを持って活動できるようにし、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。
- 子どもから高齢者まで、あらゆる世代の住民が地域における各種教室・イベントなどに参加できるように、地域活動の普及・推進を図ります。
- 高齢者や障がい者などの社会参加を促進するために、ユニバーサルデザインなどの環境整備を図ります。

地域ぐるみの健康づくりと介護予防



[現状と課題]

安心していきいきと暮らすためには、健康であり続けること、また介護予防（要介護状態にならない）に努めていかなければなりません。

若い世代を中心に夜型のライフスタイルが広がっているなかで、睡眠による十分な休養がとれていない人が多くなることは、健康づくりの観点から大きな問題です。調査によると、他自治体と比較して那珂川町の幼児の就寝時間が遅いという結果も出ています。

生活リズムは食事・運動・睡眠の三本柱から成り立っています。各家庭で生活習慣について話し合い「早寝・早起き・朝ごはん」を実践するなど、行動に繋げていくことが重要です。

また、多くの人がさまざまなストレスを抱えながら生活しているなかで、職場や家庭などの環境を整えながら、「こころとからだ」にやさしいストレス解消法を見つけていくことも大切です。

本町では、健康づくりや介護予防への取り組みを推進するため、那珂川町地域保健計画に基づき、「マイヘルスプラン」と「アワヘルスプラン」を実施しています。

健康づくりは個人の取り組みだけではなく、地域や町・社協が協働で行うことによって、さらに大きな効果を得られる可能性があります。住民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備しつつ、関係機関とのネットワークづくりなどを行うことが重要です。

そのなかで、健康づくりに対してこれまで参加に消極的であった人に参加を促したり、これまで参加することが難しかった人が参加しやすいよう工夫したりしていく必要があります。

図表 29 「マイヘルスプラン」と「アワヘルスプラン」



[問題解決のための取り組み]

住民やその家族が取り組むこと

- 住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等、健康づくりを実践するとともに、年に1回は健康診査を受け、自らの健康状態のチェックを行います。
- 子どもによい生活習慣をつけます。(早寝・早起き・朝ごはん)
- 適度な運動を習慣化します。
- 睡眠を十分にとり、バランスよく適度な食事量を心がけます。
- 身近に相談できる人を見つけます。

地域が取り組むこと

- 近隣同士、仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。
- 介護予防に関する知識を広め、住民の意識の啓発に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ★生きがいつくりや仲間づくりを目的として「いきいきリフレッシュ教室」を実施します。（受託）
 - 健康体操やレクリエーション等を学び、サロン等で実践する「レクリエーションサポーター」を養成し、地域に笑顔と活気があふれる場を増やします。（⇒レクリエーションスキルアップ研修）
 - ★福祉センターで健康づくりの講座を実施します。（⇒笑って健康づくりの開催）
 - 介護予防につながる運動の場を福祉センターにつくります。
- ※ ★の項目については P69 に成果指標を掲載しています。

行政が取り組むこと

- 各種健診や保健指導の推進により生活習慣病の予防を支援します。
- 介護予防に関する講演会等を開催し、基本的な知識の普及と住民の意識の啓発に努めます。



筒井 真奈美（片縄小 4年）「ちいきのおとしよりなどに、やさしくして助け合っている絵。」

ボランティア活動の促進



[現状と課題]

地域でのさまざまな福祉課題に対応するために、公的サービスだけでなく、住民主体のボランティア活動やNPO活動などが大きな力となっており、今後も活発にかつ継続的に行われていくことが求められます。

しかし、活動についての情報が十分に提供できていなかったり、参加の機会が少なかったりと、それらの活動を促進する環境が充実しているとは言えない状況です。

町と社会福祉協議会、ボランティア支援センターが連携を取りながら、ボランティア活動の意義や内容のPRを積極的に行うとともに、ボランティア情報を広く発信し、住民の関心や参加意欲を高め、はじめの一步を気軽に踏み出せるような環境を整備する必要があります。



[問題解決のための取り組み]

住民やその家族が取り組むこと

- 地域のため、地域で困っている人のために、自らできることは何かを考え、できることから活動を始めます。

地域が取り組むこと

- 身近な人を活動に誘ってみるなど、新たな人材の確保に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと（地域福祉活動計画）

- ボランティアをしたいという人が気軽に参加できるよう、ボランティアの情報を分かりやすく発信します。
- ボランティアを体験し、ボランティアするきっかけとなる「ボランティアフェスタ」の支援を行います。
- 地域で活躍できる人材を増やしていくためにボランティアの育成と支援を行います。
- ボランティア活動を円滑に行うために、ボランティア保険等についての情報提供を行います。
- ボランティア団体が継続的に活発な活動を行うための情報提供を行います。
- NPO 法人（受託者）および町とボランティア支援センターを共同運営します。

行政が取り組むこと

- ボランティアに関する効果的な広報の方法を模索し、幅広い世帯に向けて情報発信を行います。
- 地域福祉の担い手である各種団体との関係づくりに努め、それぞれの役割のもと地域の福祉課題の解決に向け、一緒に取り組みます。
- NPO・ボランティア活動の拠点であるボランティア支援センターの機能の強化を図り、地域福祉の担い手である各団体、ボランティア活動への側面的支援に努めます。



[地域福祉活動計画成果指標：社会福祉協議会]

	基本目標と 具体的施策	実施項目	指標	現 状 (平成 27 年度)	目 標 (平成 32 年度)
こけこねのち	地域ぐるみの 健康づくりと 介護予防	いきいきリフレッシュ教室の開催（受託）	開催数	7 教室	7 教室
		笑って健康づくりの開催	実施回数	年 20 回	年 20 回

地域福祉活動計画（別掲）

（１）福祉ネットワーク活動 ～地域の組織化と連携～

[現状]

「福祉ネットワーク活動」は、行政区単位に地域に住んでいる人が主体となって、助け合いや支え合いの「しくみ」をみんなで考えつくっていく活動です。主に「ふれあいサロン」「子育てサロン」「小地域見守り活動」が行われています。

これらの活動を支える要は、行政区内に設置される「福祉ネットワーク推進委員会」です。ここでは様々な福祉課題の解決方法を話し合い、みんなで解決するための取り組みを中心となって行います。区の役員、公民館の役員、民生委員、福祉委員、サロンや見守りボランティア、シニアクラブ、女性部、育成会の会長などの「福祉推進委員」で構成されています。（※行政区によって構成が異なります。）

[課題]

「福祉ネットワーク推進委員会」は、行政区によって開催回数が異なり、福祉課題を共有する場としての機能が十分に果たせていない現状があります。役員交代時の引継ぎ、福祉推進委員の役割について認識不足などが要因とされます。

また、サロンや見守り活動のボランティア、民生委員と福祉推進委員との連携ができず、情報の共有や活動が円滑に進まないという場合もあります。

まずは、推進委員会のネットワーク（横のつながり）が機能するためには、定期的な委員会の開催と、区内の関係者（特に行政区長、民生委員、福祉委員長、福祉委員、ボランティア等）の連携ができる関係づくりを日頃から行うことが必要です。

[問題解決のための取り組み]

次代に引き継ぐことを目的に、福祉推進委員の役割や推進委員会についてまとめたマニュアルをつくり、行政区長、民生委員、福祉委員長に配布いたします。

行政区長、福祉委員長、民生委員等へのヒアリングを通して、現状把握を行います。福祉ネットワーク推進委員会が定期的に行えるように支援します。

(2) ふれあいサロン ～サロンの充実～

[現状]

いつでも気軽に集まれる憩いの場として「ふれあいサロン」が地域の公民館等で行われています。地域の特徴や人材を活かし、ボランティアや福祉ネットワーク推進委員が中心となり、地域に住んでいる人たちによって主体的に運営されています。

お茶飲み、おしゃべり、健康体操、ゲーム、ものづくり、季節の行事（花見、七夕、クリスマス等）、バスハイク、子どもとの交流など、楽しい内容が企画されています。

顔見知りや友達が増えた、生活のハリができて元気になった、良く笑うようになった、閉じこもりがちな人が外に出るようになった等の効果が見られます。

[課題]

町内サロン参加者のほぼ9割以上が女性で、男性の参加者が少ない状況です。また、閉じこもりがちな人を誘っても、なかなか外に出られない状況があります。

一方、サロン支援者は60～70代の女性が多く、近年は支援者の高齢化が進み、サロンを支える後継者、人材の不足が深刻化しています。サロンが安定して継続的に行われるためにも、支援者の負担を軽減していける体制をつくっていくことが必要です。

[問題解決のための取り組み]

サロンに興味を持っていただくことを目的に、「サロン入門講座」を行い、その良さを多くの人に知っていただき、サロンの支え手を増やしていきます。

サロンを含めた地域の居場所を調査し、まとめたものを住民に発信していきます。

サロンをより気軽に参加でき、多彩な活動ができるよう、新たな形をみんなで考えます。

地域福祉活動計画成果指標：社会福祉協議会	現 状	目 標 (平成32年度)
ふれあいサロンの開催行政区数	29 (H26)	35
※平成26年度は、29行政区で年316回開催され、参加者のべ5,830人、サロン支援者2,510人が参加しました。		

(3) 見守り活動 ～地域で見守り、声かけの体制をつくるために～

[現状]

だれにも看取られずなくなり、その後、数か月経っても気づいてもらえない「孤立死」。近年ではひとり暮らし高齢者、高齢世帯には珍しいことではなく、だれにでも起こりうる可能性があるといえます。高齢になって「安心して暮らす」には、本人だけでできることではなく、地域が一体となって取り組む必要があります。

社協では、地域での「孤立」をなくすために、ひとり暮らし高齢者、高齢世帯等の小地域見守り活動を行政区単位で組織できるよう、活動の啓発、立ち上げから実施体制づくりの支援を行っています。

[課題]

現在、見守り体制が組織されていない行政区が23行政区あります。高齢化が進行し、支え手の確保や体制整備をどのようにするのかを地域で考える必要があります。また、「見守り活動」は長期的な取り組みとなるため、住民がその必要性を認識し、継続的に負担なく「みんなで支える」ための方法を検討し、合意形成をしていく必要があります。

特に、対象者も活動者も高齢化が進んでいるため、若い世代にも活動に関わってもらい、「次世代に意識的につなげていく」ことが必要です。

活動では、対象者の生活に関わるが多く、ちょっとした「困りごと」に気づくことがあります。活動者一人で解決するのが困難な場合があります。一人で問題を抱え込まず、福祉ネットワーク推進委員会でどのようにして地域で解決できるかを検討し、組織的に解決する仕組みをつくる必要があります。

[問題解決のための取り組み]

見守り活動の立ち上げについて、どのような形で行うのかという住民の話し合いの中で一緒に考え、見守り体制づくりの支援を行います。

見守り活動の課題を話し合い、組織的に解決する福祉ネットワーク推進委員会が円滑に運営できるよう、支援を行います。

見守りの必要性について、見守り活動研修会や行政区単位で行う研修等を通して住民と考えていく機会をつくります。

(4) 子育てサロン ～子育てサロンの充実～

[現状]

那珂川町は若い世代が多く、特に転勤等で引っ越してきて子育てをされている場合、周囲に知り合いや友達などがまったくいない方が多くいらっしゃいます。「子育てサロン」はそれぞれの地域の特徴や人材をいかした取り組みや季節の催しなどを開催し、交流を通して、友達や相談相手ができ、育児などの悩みを一人で抱え込むことがなくなるような地域の取り組みとして、現在11行政区で開催されています。

[課題]

現在、子育てサロンは必要性を感じながらも開催するまでに至っていない地区があります。その要因の一つは、子育てサロンを支えるスタッフ（ボランティア）がいないことがあげられます。

もう一つの要因として、サロンの必要性を感じて立ち上げても、サロン参加者が少ないという現状もあります。それは子育てサロンが必要と思われるお母さんたちに情報が行き届いていないということが考えられます。必要な情報をいかにして届けるのかについて時代にあわせた発信方法を考えていく必要があります。

[問題解決のための取り組み]

子育てサロンの場所や内容についてのPRを行っていきます。特に、保健センター、ふれあいこども館等の関係機関との連携、SNSなどのソーシャルメディア等の活用を行い、子育て中のお母さんに情報を提供していきます。

子育てサロンの立ち上げについては、子育て世代のお母さんやスタッフだけではなく、地域全体で子どもを支える仕組みをつくっていくために、どのように支えていくのかについて組織体制を一緒に考え、つくっていきます。

地域福祉活動計画成果指標：社会福祉協議会	現 状	目 標 (平成32年度)
子育てサロンの開催行政区数	11 (H26)	13

※平成26年度は、町内で年168回のサロンが開催され、のべ4,032人の参加者、のべ1,306人の子育てサロンスタッフが参加しました。

(5) ニコニコお助けサービスなど ~住み慣れた地域で住み続けるためには~

[現状]

今まで自分で出来ていたことが、高齢や障がいが原因でできなくなり生活を続けていく上で困るということがあります。すべてが既存のサービスや制度で対応できないことも多く、さまざまな理由で家族や知人にも頼むことができず解決できないため、ちょっとした手伝いを必要としている人が増えています。

そこで、住民同士の助け合いで解決できる仕組みとして「ニコニコお助けサービス」を作りました。生活をしていく上での「ちょっと困ったこと」を地域に住んでいる生活支援サポーター「ニコニコお助け隊」が解決するサービスを行っています。

[課題]

生活支援サポーター「ニコニコお助け隊」は 33 名（H27.4 現在）が登録しています。働きながら空いている時間に活動されている方もおられるため、実働できる方が限定されることもあります。それに加えて、サービス依頼件数は年々増加しているため、今のサポーター数では十分な対応ができなくなる可能性が高くなります。

「ニコニコお助けサービス」が住民に浸透していない、また利用料金、内容等を含め、必ずしも使いやすいサービスになっていないという課題があります。

[問題解決のための取り組み]

生活支援サポーター「ニコニコお助け隊」を増やすために、「ニコニコお助けサービス」の説明会を定期的を開催します。

利用後の利用者の声や、サポーターの意見交換を通じて、使いやすいサービスとなるよう見直しを行っていきます。

「ニコニコお助けサービス」を多くの住民に知らせていきます。

「ちょっと困ったこと」についてのニーズは多く、その幅も広いため、「ニコニコお助けサービス」だけでは対応できないこともあります。社会資源の把握とともに、場合に応じて、民間の既存のサービスの紹介等を行います。また、他の機関とも連携しながら、細かな問題も解決できるような仕組みをつくっていきます。

第5章 計画の推進



ふじた まお
藤田 真碧（片縄小 3年）「どうぶつもにんげんもなかよくできるようにするようにかきました。」



たぐり まな
田栗 麻名 (那珂川南中 1年) 「1人ではできないこともみんなとならできるところをかきました。」



こまつ さほ
小松 咲穂 (片縄小 4年) 「お年よりから、赤ちゃんまでみんなが手を取り合って生活することが大切。」

1. 計画内容の周知徹底

地域住民一人ひとりが地域におけるささえあいやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取組みを実践・継続していけるよう、町の広報紙やホームページ上で計画内容を公表するとともに、各種行事や日々の行政活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、住民への周知徹底を図ります。

2. 関係機関等との連携

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、地域づくりなど多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である那珂川町社会福祉協議会との連携はもちろんのこと、行政区、民生委員、福祉事業者、学校、保育所、婦人会、シニアクラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、地域福祉推進に努めます。

3. 計画の進捗管理

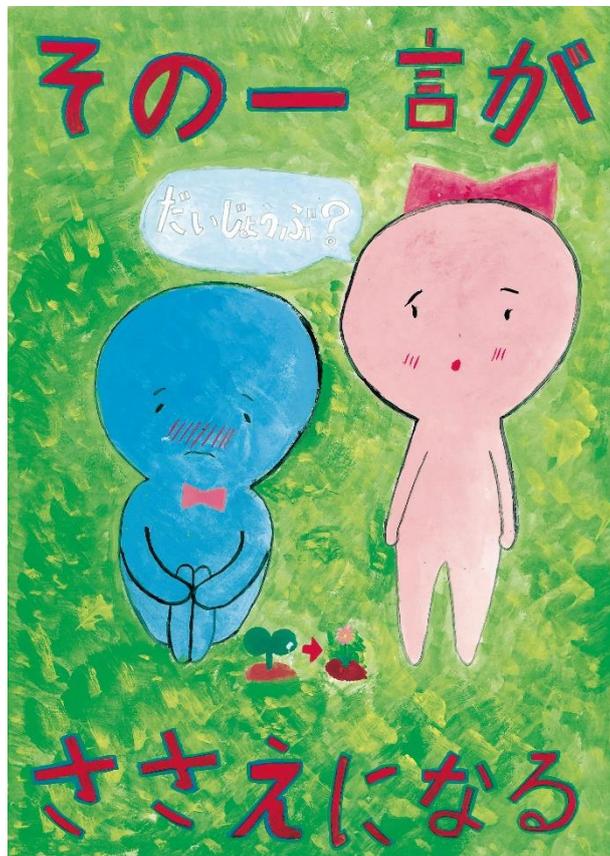
本計画の推進にあたっては、町（福祉課）と社会福祉協議会が中心となって進捗状況の把握、整理に努めるとともに、PDCAサイクルを活用し各取組みの改善点を明らかにするとともに、今後の取組みの充実を図っていきます。

また、本計画の進捗管理は、計画の推進を図ることを目的とした「（仮称）那珂川町地域福祉推進協議会」を組織し、点検・評価を行います。評価結果はホームページ等を活用し公表します。

支え合い



むらさき みく
村添 美空（那珂川南中 1 年）「この絵は、世界中の人々が手を撮りあい、支え合っという意味を表しています。」



もりかわ みゆき
森川 美幸（那珂川南中 1 年）「一人でいる子に「君は一人じゃないよ」と話しかける様子を書いた。」

資料編



まつしま けいた
松島 慶和（那珂川南中 1年）「那珂川町から支え合いの言葉があふれているようす。」



おおくぼ みな
大久保 美菜 (安徳南小 5年) 「人はみんなで「支え」合って地球にいる。だからもっと「支え」合おう。」



まさご ちき
真砂 千 (那珂川南中 1年) 「蟻が力を合わせて、支え合っている様子です。」

1. 那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により、本町における地域福祉を計画的に推進するため、那珂川町地域福祉計画及び那珂川町地域福祉活動計画（以下「計画」と総称する。）を策定することを目的として、那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、12人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 住民

(任期)

第4条 委員の任期は、計画を策定し町長に報告するまでとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じこれを招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、別に条例の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2. 那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	推薦団体	役職
1	やまさき やすのり 山崎 安則	学識経験者（筑紫女学園大学教授）	
2	のじり きくこ 野尻 規久子	那珂川町民生委員児童委員協議会	委員長
3	きむら まさのぶ 木村 正信	那珂川町シニアクラブ連合会	
4	あきた ゆうこ 秋田 裕子	筑紫地区介護保険事業者連絡協議会	
5	いいた えつこ 飯田 恵津子	那珂川町保育所連盟	
6	やまぐち しろう 山口 志郎	那珂川町区公民館連絡協議会	副委員長
7	いとう ひろし 伊藤 洋	那珂川町身体障害者福祉協会	
8	まつの ひろぞう 松野 廣蔵	部落解放同盟筑紫地区協議会	
9	もり ちはる 森 千春	那珂川ボランティア連絡協議会	
10	からさき やすこ 唐崎 康子	一般公募	
11	はまなか みき 濱中 美紀	一般公募	

3. 住民ワークショップ参加者名簿

(1) 住民

A	班	氏名	B	班	氏名	C	班	氏名
	有吉	ゆみ子		沖田	朋子		野尻	規久子
	白水	隆宏		高松	明子		國寄	博子
	富永	安廣		北村	優美		中野	満美子
	樋口	恵子		木下	正秀		佐藤	弘行
	築地	賢		金丸	加代		山内	利勝
	早田	悦子		結城	満義		加藤	隆志
	田代	シノブ		八代	由美		古野	悦子
	野口	英代	藤原	竜平	宮住	知代		
D	班	氏名	E	班	氏名	F	班	氏名
	藤木	むつ子		鮫島	管江		井上	豊久
	刃山	礼子		日下部	房代		唐崎	康子
	鶴田	マユミ		宮原	きよみ		伊多倉	健一
	重松	正治		金丸	昭子		木原	長利
	金丸	増男		野田	啓子		鳥越	偉弘
	小森	眞理子		佐道	孝子		宮原	實
	伊藤	智子		襖田	勝身		坂井	龍生
	栢本	收	大神	澄代	三木	厚子		
			濱中	美紀	畑	佳博		
G	班	氏名						
	惠良	昭彦						
	高橋	靖子						
	伊藤	洋						
	有働	道子						
	八尋	和秋						
	森	千春						
	木藤	絹代						
	関	ミチ子						
	山根	慶彦						

(2) 那珂川町役場職員・那珂川町社会福祉協議会職員

班	役場職員	役職	社協職員	役職
A	榑崎 広和	子育て支援課 児童家庭担当係長	溝口 えり子	いきいき リフレッシュ教室
B	米澤 一江	高齢者支援課 高齢福祉担当係長	立川 智子	デイサービス
C	花村 由美子	国保年金健康課 健康担当係長	升本 好昭	地域福祉係長
D	坂井 雅浩	国保年金健康課 国保担当係長	浅野 喜美	地域包括支援センター
E	春崎 春美	子育て支援課 子育て支援担当係長	今別府 誠	地域福祉担当
F	白水 栄太	安全安心課 生活防災担当係長	河野 一郎	総務係長
G	藤江 忠明	人権政策課 人権同和政策担当係長	川添 典子	介護保険係長

4. 計画策定経緯

内 容	日 時
那珂川町地域福祉に関するアンケート	平成27年5月3日 ～平成27年6月8日
第1回那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	平成27年 6月8日(月)
第1回ワークショップ	平成27年 6月11日(木)
第2回ワークショップ	平成27年 6月18日(木)
第2回那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	平成27年 10月5日(月)
第3回那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	平成27年 12月22日(火)
パブリックコメント	平成28年1月13日 ～平成28年1月27日
第4回那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会	平成28年 2月16日(火)

5. 用語解説

○ NPO

Non Profit Organization の略語。ボランティア団体や住民活動団体といった「民間非営利組織・団体」のことを広く指す。「利益追求のためではなく、社会的な使命（ミッション）の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。

○ 介護予防

要介護の状態になるのを防いだり、悪化の防止を図ったりすること。

○ 核家族

1組の夫婦と未婚の子だけからなる家族や、夫婦のみの家族のこと。ひとり親世帯も含まれる。

○ 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障がい者の権利を擁護したり、ニーズの表明を支援し代弁したりすること。

○ 学校運営協議会（コミュニティスクール）

学校の運営に地域住民の声を活かすとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、共育（共に育てる）を進める新しい仕組み。

○ 自主防災組織

地域住民が、主に自治会などを単位として自主的に結成する防災組織。

○ 少子高齢化

少子化と高齢化が同時に進行している状況のこと。

○ 生活困窮者

経済的な困窮、地域からの孤立、複合的な問題を抱えるなど、様々な理由から生活上の困難を抱える人。

○ 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。

○ 相互扶助

社会・組織の構成員同士が互いに助け合うこと。

○ 地域包括支援センター

地域に暮らす高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを行う機関として、各市区町村に設置されるもの。

○ 認知症

一度獲得された知能が、脳の器質的な障がいにより持続的に低下したり、失われたりすることをいう。

○ 民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。民生委員は児童委員を兼ねる。

○ 要介護認定

被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。

○ PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。



なかがわ みずき
中川 瑞希 (那珂川南中 1 年) 「みんなが子どもも大人もおじいちゃんおばあちゃんもおたがいに支え合っている絵。」



うちの りのん
内野 梨音 (南畑小 4 年) 「しょうがい者ちゆう車場にふつうの人が車を止めないでほしいという絵。」



おおさき みなみ
大崎 美七海 (那珂川南中 1 年) 「那珂川町の人が、支え合っている所をかきました。」



むらた なつき 村田 七津葵 (那珂川南中 1年) 「おもひやりの心を小さい葉のように大切にしようという絵。」

那珂川町内の小中学校の皆さまに「みんなでささえあい」ポスターを募集し、総数361点の応募がありました。そのなかで厳正な選考により選ばれた56点の作品を本計画に掲載します。

那珂川町地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成28年度～平成32年度
(2016年度～2020年度)

平成28年3月

発行	那珂川町 健康福祉部 福祉課	〒811-1292 福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番1号 TEL 092-953-2211 FAX 092-953-0688
	社会福祉法人 那珂川町社会福祉協議会	〒811-1242 福岡県筑紫郡那珂川町西隈1丁目1番2号 TEL 092-952-4565 FAX 092-952-7321